

令和7年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会 次第

日時：令和7年8月4日(月) 13:30～16:30

場所：ピュアリティまきび 2階 白鳥の間

1 開 会

2 挨拶

3 協議事項

(1) 多面的機能支払交付金の令和6年度実施状況及び第3期対策の概要について

(2) 中山間地域等直接支払交付金の令和6年度実施状況及び第6期対策の概要について

(3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和6年度実施状況及び第3期対策の概要について

4 その他伝達事項

5 閉 会

岡山県日本型直接支払等推進委員会 名簿

令和7年8月4日（月）

ピュアリティまきび 2階 白鳥

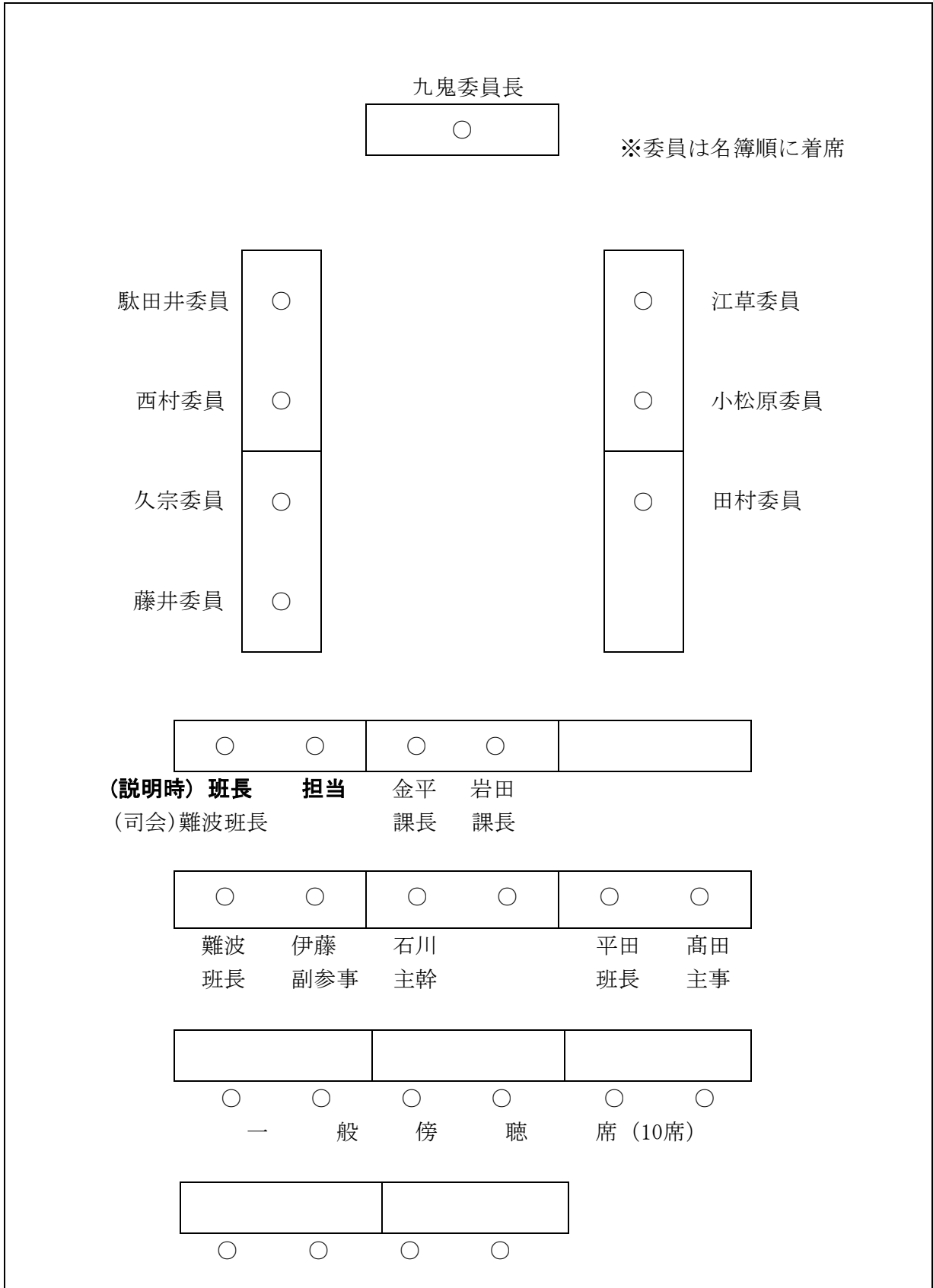
	所 属	役 職	氏 名	備 考
委 員	(株)バイトマーク (シニア野菜ソムリエ)	代 表	江草 聡美	
	岡山大学大学院 環境生命自然科学研究科（工学部）	教 授	九鬼 康彰	委員長
	山陽新聞論説委員会	委 員	小松原 竜司	
	岡山県商工会連合会	会 長	田村 正敏	
	岡山大学大学院 環境生命自然科学研究科（農学部）	准教授	駄田井 久	
	(一財)岡山経済研究所	主任研究員	西村 宰	
	(一社)岡山県婦人協議会	副会長	久宗 旬子	
	元 県職員（普及指導員）		藤井 聖子	

（敬称略 五十音順）

岡 山 県	農村振興課（事務局）	課 長	金平 啓二	
	中山間地域農業推進班 (多面的機能支払) (中山間地域等直接支払)	総括副参事	難波 明代	
		主 幹	石川 真之	
		副参事	伊藤 啓泰	
	農産課	課 長	岩田 則和	
	安全農業推進班 (環境保全型農業直接支払)	総括参事	平田 由起子	
主 事		高田 麻衣子		

令和7年度岡山県日本型直接支払等推進委員会 配席図

令和7年8月4日 13:30~16:30
 ピュアリティまきび 白鳥



岡山県日本型直接支払等推進委員会設置要領

(目的)

第1条 本県における日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払)の実施及び農業振興地域制度の運営に当たり、透明性を確保し、明確かつ客観的な基準の下に適正な執行を行うため、岡山県日本型直接支払等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 多面的機能支払制度に係る事項

ア 交付金の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等に関すること。

イ 活動組織の取組状況の評価及び指導助言に関すること。

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

ア 交付金の実行状況の点検に関すること。

イ 市町村における地域指定状況の評価に関すること。

ウ 知事の定める特認基準についての検討等に関すること。

(3) 環境保全型農業直接支払制度に係る事項

ア 交付金の実行状況の点検に関すること。

イ 農業者団体等の取組の評価及び指導助言に関すること。

(4) 農業振興地域制度に係る事項

岡山県農業振興地域整備基本方針の作成(変更)への意見に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する
こと。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の区分の委員8名以内で構成する。

(1) 学識経験者

(2) マスコミ関係者

(3) 経済・消費者団体関係者等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年間とする。

2 委員が都合により辞任した場合、必要に応じ、委員会の同意により、委員を補充するものとし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて召集し、委員長が議長を務める。

(事務局)

第7条 事務局は岡山県農林水産部農村振興課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

岡山県日本型直接支払等推進委員会委員名簿

令和7年4月現在

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	九鬼 康彰	岡山大学大学院環境生命自然科学研究科・教授 (工学部)	
	駄田井 久	岡山大学大学院環境生命自然科学研究科・准教授 (農学部)	
マスコミ 関係者	小松原 竜司	山陽新聞論説委員会・委員	
経済・消費 団体関 係者等	江草 聡美	株式会社バイトマーク シニア野菜ソムリエ	
	田村 正敏	岡山県商工会連合会・会長	
	西村 宰	(一財)岡山経済研究所・主任研究員	
	久宗 旬子	(一社)岡山県婦人協議会・副会長	新任
	藤井 聖子	普及指導員 (元県職員 元普及センター所長 集落営農担当)	新任

※区分内で五十音順

任期：令和7年～11年度

令和6年度 多面的機能支払交付金の実施状況

令和7年8月
岡山県農林水産部

多面的機能支払交付金の概要

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、これまで地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の維持や発揮に支障が生じている。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されている。

多面的機能支払

農地維持支払

対象者：農業者等により構成される活動組織

多面的機能を支える共同活動を支援

- ①水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ②農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ③保安全管理構想の作成等

交付単価	
田	3,000円/10a
畑	2,000円/10a
草地	250円/10a



水路の泥上げ

資源向上支払

※ 農地維持支払と併せて取り組むことが必要

対象者：農業者及び地域住民等で構成される活動組織

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- ①施設の軽微な補修（農地・水路・道路・ため池）
- ②農村環境保全活動（生態系保全・景観形成等）
- ③多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害防止柵設置等）

田	2,400円/10a
畑	1,440円/10a
草地	240円/10a



生物調査【生態系保全】

施設の長寿命化のための活動を支援

- ①施設の長寿命化のための活動
（水路や農道などの施設の更新）
（施設の老朽化部分の補修）

田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a



老朽化した既設水路の更新

※ 広域活動の条件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織は交付単価の5/6
※ 活動組織、1集落当たりの上限額は200万円

活動計画書に位置付けた「交付対象面積」により交付額を算定
[負担割合： 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4]

期待される効果

- 施設の適正な管理を行うことで多面的機能の維持・発揮・増進が見込まれる。
- 地域ぐるみの活動による集落機能の維持・強化が見込まれる。
- 施設の管理を地域で支えて、担い手の負担軽減や規模拡大を後押しする。
- 集落の共同活動等により、地域の活性化が図られる。

令和6年度 多面的機能支払交付金の実施状況

【農地維持支払】

農地維持支払交付金とは、農地・農業用水等の地域資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援である。

交付金額： 513,504千円（令和5年度：506,857千円 対前年比：1.01倍）

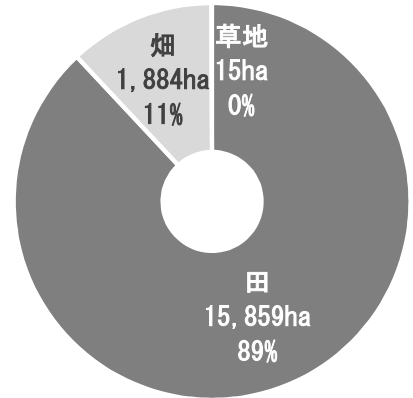
	令和5年度 A	令和6年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
市町村数	26	26	0	1.00倍
対象組織数	510	508	-2	0.99倍
取組面積 (ha)	17,534	17,759	225	1.01倍
カバー率(参考)	29.4%	29.8%	0.4%	1.01倍

※カバー率計算：農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課調べ。

○対象組織当たり平均面積： 35.0ha（全国平均：89.2ha）

○保全管理する施設(※R6)： 水路 5,953km
農道 3,075km
ため池 1,476箇所

○地目別取組状況： 田 15,859ha（89%） R4:15,645ha（89%）
（右図参照） 畑 1,884ha（11%） R4: 1,874ha（11%）
草地 15ha（0%） R4: 15ha（0%）



[市町村別の取組状況] ※大きい順に、()の数字は前年比

- 組織数：岡山市 67組織(+1)、津山市 60組織(-1)、吉備中央町 55組織(±0)
- 取組面積：岡山市 3,959ha(+25)、津山市 2,217ha(-18)、美作市 1,628ha(+29)
- 取組を実施していない市町村：里庄町

《参考：全国の状況》

農地維持支払は、47都道府県で取組。

	令和4年度 A	令和5年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
取組市町村数	1,445	1,451	6	1.00倍
取組組織数	25,967	26,138	171	1.01倍
取組面積 (ha)	231万8千	233万1千	2万1千	1.01倍

※参考値：全国平均カバー率57%（令和5年度実績）

※R6年度実績値：集計中のため未公表

【資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援。

交付金額：273,028千円（令和5年度：269,042千円 対前年比：1.01倍）

	令和5年度 A	令和6年度 B	前年との差 B－A	対前年度 B／A
市町村数	24	24	0	1.00倍
対象組織数	373	380	7	1.02倍
取組面積（ha）	15,213	15,478	265	1.02倍
カバー率（参考）	25.5%	26.0%	0.5%	1.02倍

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、（）の数字は前年比

○組織数：岡山市 62組織(+2)、吉備中央町 55組織(±0)、津山市 50組織(+1)

○取組面積：岡山市 3,886ha(+33)、津山市 2,114ha(-14)、美作市 1,628ha(+29)

《参考：全国の状況》

資源向上支払（共同活動）は、47都道府県で取組。

	令和4年度	令和5年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	1,305	1,325	20	1.02倍
取組組織数	20,570	20,736	166	1.01倍
取組面積（ha）	207万1千	208万4千	1万3千	1.01倍

【資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）】

資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援。

交付金額：250,221千円（令和5年度：259,727千円 対前年比：0.96倍）

	令和5年度 A	令和6年度 B	前年との差 B－A	対前年度 B／A
市町村数	20	20	0	1.00倍
対象組織数	197	197	0	1.00倍
取組面積（ha）	9,112	9,228	116	1.01倍
カバー率（参考）	15.3%	15.5%	0.2%	1.01倍

◆対象施設（※R6）：水路 1,610km、農道 614km、ため池 353箇所

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、（）の数字は前年比

○組織数：津山市 38組織(+1)、吉備中央町 31組織(-1)、美咲町 24組織(-1)

○取組面積：津山市 1,918ha(-22)、美作市 1,628ha(+29)、吉備中央町 904ha(-17)

《参考：全国の状況》

資源向上支払（施設の長寿命化）は、47都道府県で取組。

	令和4年度	令和5年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	932	937	5	1.01倍
取組組織数	11,237	11,267	30	1.00倍
取組面積（ha）	78万9千	79万7千	8千	1.01倍

令和6年度 多面的機能支払の取組状況

R6年度実績

市町村名	農振農用地面積(ha)				農地維持支払							資源向上支払【共同活動】						資源向上支払【長寿命化】													
					交付対象面積(ha)				カパー率(%)	支援総額(千円)	地区数	交付対象面積(ha)				支援総額(千円)	地区数	交付対象面積(ha)				支援総額(千円)	地区数								
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計				田	畑	草地	計			田	畑	草地	計										
岡山市	11,947	1,885	178	14,010	3,703	256	0	3,959	28.3%	116,206	67	3,633	253	0	3,886	69,590	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玉野市	711	165	0	876	416	27	0	443	50.5%	13,014	2	397	27	0	424	7,515	1	397	27	0	424	11,633	1								
備前市	434	55	8	497	133	6	0	140	28.1%	4,130	10	72	6	0	78	1,547	4	23	2	0	25	686	3								
瀬戸内市	1,612	589	7	2,208	424	97	0	521	23.6%	14,665	12	399	91	0	490	8,795	9	257	81	0	338	8,349	5								
赤磐市	2,092	410	0	2,502	350	77	0	427	17.1%	12,043	19	219	15	0	234	4,775	11	0	0	0	0	0	0								
和気町	858	92	0	951	252	15	2	269	28.3%	7,863	19	59	3	0	62	1,093	3	43	2	0	45	1,048	2								
吉備中央町	1,920	432	54	2,406	984	208	0	1,192	49.5%	33,869	55	984	208	0	1,192	20,066	55	745	159	0	904	23,236	31								
備前局	19,574	3,628	247	23,449	6,262	687	2	6,950	29.8%	201,591	184	5,763	602	0	6,365	113,380	145	1,465	271	0	1,736	44,952	42								
倉敷市	2,137	682	0	2,819	676	0	0	676	24.0%	20,277	1	496	0	0	496	8,923	1	1,026	0	0	1,026	29,168	1								
笠岡市	643	921	5	1,569	251	555	0	806	51.4%	18,831	12	67	553	0	619	7,248	7	36	0	0	36	841	1								
井原市	950	758	59	1,767	317	73	0	390	22.1%	10,979	9	317	73	0	390	6,499	9	196	59	0	256	6,349	5								
総社市	1,783	129	0	1,912	56	9	0	65	3.4%	1,853	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
高梁市	1,848	1,584	43	3,475	169	51	10	231	6.6%	6,129	25	53	32	9	95	1,385	8	0	0	0	0	0	0								
新見市	2,290	1,174	414	3,878	275	13	0	288	7.4%	8,516	28	62	10	0	72	1,268	6	34	1	0	35	981	3								
浅口市	430	252	0	682	270	48	0	318	46.6%	9,060	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
早島町	69	1	0	70	69	0	0	70	98.9%	2,087	1	69	0	0	70	1,391	1	0	0	0	0	0	0								
里庄町	42	20	0	62	※ 現在のところ取組予定はない。																										
矢掛町	737	93	114	944	334	29	0	364	38.5%	10,616	11	334	29	0	364	6,681	11	174	22	0	195	5,221	5								
備中局	10,930	5,615	634	17,178	2,418	780	10	3,207	18.7%	88,146	88	1,398	698	9	2,105	33,394	43	1,466	82	0	1,548	42,559	15								
津山市	3,815	333	105	4,252	2,121	95	0	2,217	52.1%	65,547	60	2,021	93	0	2,114	39,296	50	1,834	84	0	1,918	53,240	38								
真庭市	3,476	500	1,099	5,074	389	8	0	397	7.8%	11,832	19	370	6	0	376	6,968	16	92	2	0	94	2,639	3								
美作市	2,394	227	0	2,621	1,563	65	0	1,628	62.1%	48,186	1	1,563	65	0	1,628	28,994	1	1,563	65	0	1,628	45,271	1								
新庄村	195	13	127	335	131	3	0	134	40.1%	3,999	11	106	0	0	106	1,916	8	99	3	0	103	2,868	8								
鏡野町	1,468	36	185	1,689	749	29	0	778	46.1%	23,051	42	679	28	0	707	12,988	33	412	21	0	433	11,990	23								
勝央町	944	347	0	1,292	317	41	0	359	27.8%	10,345	20	153	36	0	188	3,433	11	83	23	0	106	2,652	9								
奈義町	660	35	0	695	575	0	0	575	82.8%	17,254	16	528	0	0	528	9,372	14	575	0	0	575	15,093	16								
西粟倉村	124	1	0	125	104	0	0	104	83.7%	3,127	1	104	0	0	104	1,916	1	104	0	0	104	2,961	1								
久米南町	909	186	14	1,109	403	79	0	483	43.5%	13,885	20	264	64	0	328	5,442	12	365	69	0	434	11,259	17								
美咲町	1,439	155	144	1,737	826	98	3	927	53.3%	26,742	46	826	98	3	927	15,929	46	494	52	3	550	14,738	24								
美作局	15,423	1,831	1,674	18,928	7,180	418	3	7,601	40.2%	223,767	236	6,614	390	3	7,007	126,253	192	5,622	320	3	5,945	162,709	140								
岡山県	45,927	11,074	2,555	59,555	15,859	1,884	15	17,759	29.8%	513,504	508	13,775	1,690	13	15,478	273,028	380	8,553	673	3	9,228	250,221	197								

※農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課 調べ

多面的機能支払交付金の取組状況（年度別）

	農地維持支払			資源向上支払（共同）			資源向上支払（長寿命化）					交付額計
	面積 (ha)	交付額 (千円)	組織数	面積 (ha)	交付額 (千円)	組織数	面積 (ha)	申請額 (千円)	交付額 (千円)	交付率	組織数	
平成26年度	11,238	269,216	353	10,264	160,896	274	6,046	201,179	201,179	100.0%	163	631,291
平成27年度	13,382	385,969	465	11,639	205,277	328	6,687	272,504	257,548	94.5%	180	848,794
平成28年度	14,758	425,367	513	12,189	218,720	356	6,753	275,581	218,062	79.1%	176	862,149
平成29年度	14,287	412,763	517	11,457	206,173	349	6,903	280,280	227,762	81.3%	180	846,698
平成30年度	14,828	427,387	537	11,933	214,695	365	7,123	278,686	228,644	82.0%	183	870,726
令和元年度	15,109	435,468	531	12,286	223,627	370	7,189	279,240	245,249	87.8%	183	904,344
令和2年度	15,647	450,535	526	13,026	232,825	383	7,979	310,474	248,775	80.1%	202	932,135
令和3年度	16,155	465,718	529	13,757	245,309	392	8,114	315,725	263,985	83.6%	203	975,012
令和4年度	17,220	497,030	501	14,904	264,178	366	9,427	373,309	283,165	75.9%	194	1,044,373
令和5年度	17,534	506,857	510	15,213	269,402	373	9,112	381,487	259,727	68.1%	197	1,035,986
令和6年度	17,759	513,504	508	15,478	273,028	380	9,228	387,274	250,221	64.6%	197	1,036,753



高めよう 地域協働の力！
多面的機能支払交付金



令和7年度 改正のポイント



令和7年4月

農林水産省

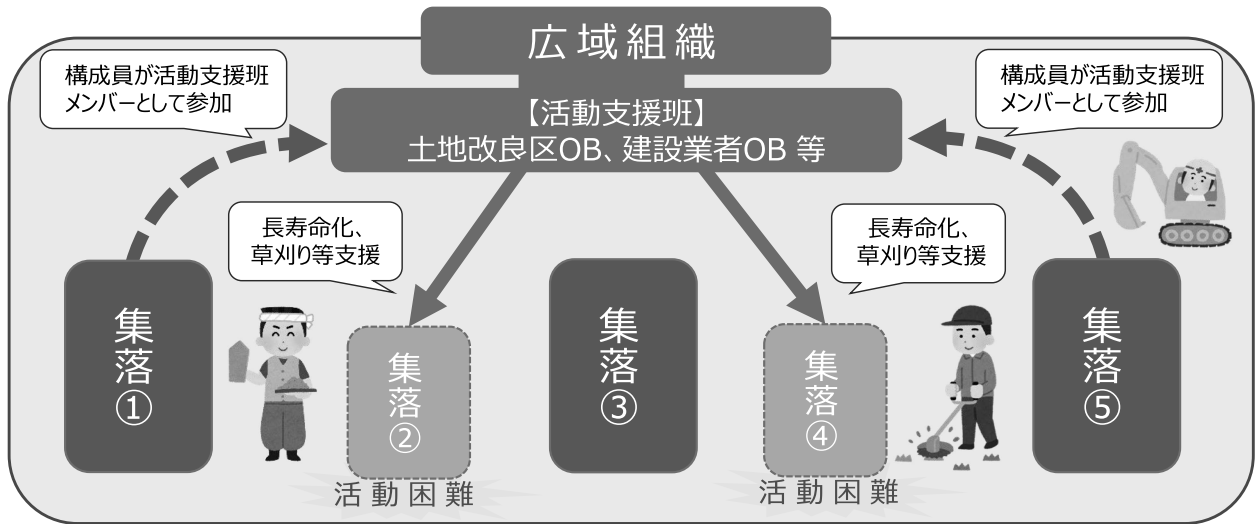
交付金の加算措置を拡充します

(1) 組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、40万円/組織を加算します。

※ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(2) 環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組を促進するため、これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和7年度からは資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援します。

化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+



長期中干し



冬期湛水



江の設置 等



地球温暖化防止や
生物多様性保全に貢献

【加算措置】

(円/10a)

項目		交付単価		
環境負荷低減の 取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を 原則5割以上低減する取組と 併せて環境負荷軽減に取り組む 面積が増加する場合	長期中干し	800	
		冬期湛水	4,000	
		夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

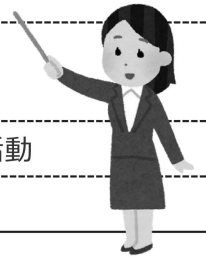
増進加算の対象活動を追加します

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」、
「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を追加します。

【増進加算の対象活動】

a : 遊休農地の有効活用	b : 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	i : 広域活動組織における活動支援班による活動の実施 【R7追加】
h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 【R7追加】	
j : a～i のほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k : 広報活動・農的関係人口の拡大	



資源向上支払(長寿命化)の交付単価を見直します

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるため、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することとします。(直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に 5/6 を乗じます。*)

直営施工の取組事例については、パンフレットをご覧ください。👉



※ 令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)が事業要件になります

⚠️ チェックシート方式により、環境負荷低減の取組の実践を要件化

令和7年度から、全ての活動組織が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットをご覧ください。👉



資料No. 2

令和7年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会

令和6年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和7年8月

岡山県農林水産部

目次

	Page
1 令和6年度中山間地域等直接支払交付金の概要-----	1
2 協定の概要 -----	2
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 協定締結数	
(3) 交付金交付面積	
(4) 交付金額	
(5) 協定参加者等	
(6) 協定の平均的な姿	
(7) 集落協定の規模別協定数	
3 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額 -----	6
4 市町村別協定数・交付面積・交付金額等 -----	7
5 市町村別協定取組内訳 -----	8
6 集落協定における農業生産活動等の実施状況-----	9
(1) 集落マスタープランの内容	
(2) 耕作放棄の防止等の活動	
(3) 水路・農道等の管理活動	
(4) 多面的機能を増進する活動	
7 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況---	12
(1) 集落戦略の作成状況	
(2) 集落戦略作成に向けた活動状況	
(3) 提出済みの集落戦略の内容	
8 加算措置の取組状況 -----	15
9 集落協定における交付金の使用方法等 -----	18
(1) 交付金の配分状況	
(2) 共同取組活動への使用状況	
[参考]	
中山間地域等直接支払制度(令和2～6年度)のあらまし-----	21
中山間地域等直接支払制度対象地域図-----	22
協定の取組活動事例-----	23
令和7年度予算概算決定資料-----	24
第6期対策見直しの概要-----	25

1 令和6年度中山間地域等直接支払交付金の概要

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における多面的機能の維持・増進を図るため、農業生産活動を通じて荒廃農地の発生を防止するなど、集落ぐるみの共同活動を行う農業者等に対し交付金を交付する制度。

1 事業内容

- (1) 実施期間 令和2年度～令和6年度（第5期対策）
- (2) 対象地域 特定農山村法、山村振興法、棚田振興法、過疎法等の指定地域及び知事指定地域
- (3) 対象農用地 次の要件に該当する1ha以上のまとまりのある農振農用地
 - ・急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）
 - ・市町村長が必要と認めた緩傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）
- (4) 対象者 集落等で協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
- (5) 対象行為

ア 基礎単価

集落協定に基づき、荒廃農地の発生防止などの農業生産活動等を継続して実施

イ 体制整備単価

集落全体の将来像や課題、対策を示した集落戦略の作成

区分	傾斜	交付単価(10a当たり円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

3 実施状況の概要

区分	協定締結数			集落協定参加農業者数(人)	交付金交付面積 (ha)			交付金額(百万円)
		うち基礎単価	うち体制整備単価			うち基礎単価	うち体制整備単価	
令和6年度	1,275	222	1,053	18,143	12,021	1,433	10,588	1,868
前年度比較	4	2	2	-51	65	15	50	13
令和5年度	1,271	220	1,051	18,194	11,956	1,418	10,538	1,855

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

2 第5期の主な変更点

- ア 体制整備単価の受給要件について、協定参加者の話し合いをもとに集落全体の将来像や課題、対策を明らかにする「集落戦略」を作成することに一本化。
- イ 加算措置について、新たな人材の確保や生産性向上、他の集落内の対象農用地を含めるなどの取組を対象とする加算を新設、拡充。
- ウ 対象地域について「指定棚田地域」を追加し、加算措置に「棚田地域振興活動加算」を新設。
- エ 農業生産活動等を継続しない場合の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に限定。さらに、高齢化等のやむ負えない場合は、返還を免除

令和6年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

※ () はR5年度との対比

- 協定締結市町村：25市町村（増減なし）
- 協定締結数：1,275協定（4協定増、0.3%増）
- 交付金交付面積：12,021ha（65ha増、0.5%増）
- 交付金額：1,868百万円（13百万円増、0.7%増）
- 集落協定の参加農業者：18,143人（51人減、0.2%減）

2 協定の概要

(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

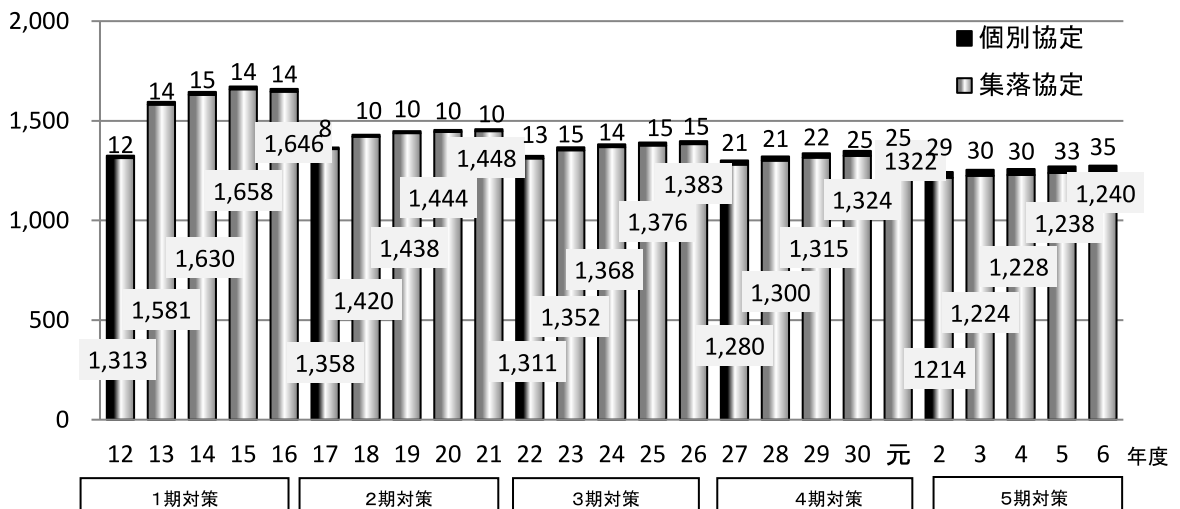
直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が実施されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画策定済 (25)	協定締結有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)		早島町、里庄町	

注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域（全域又は一部）を有する市町村

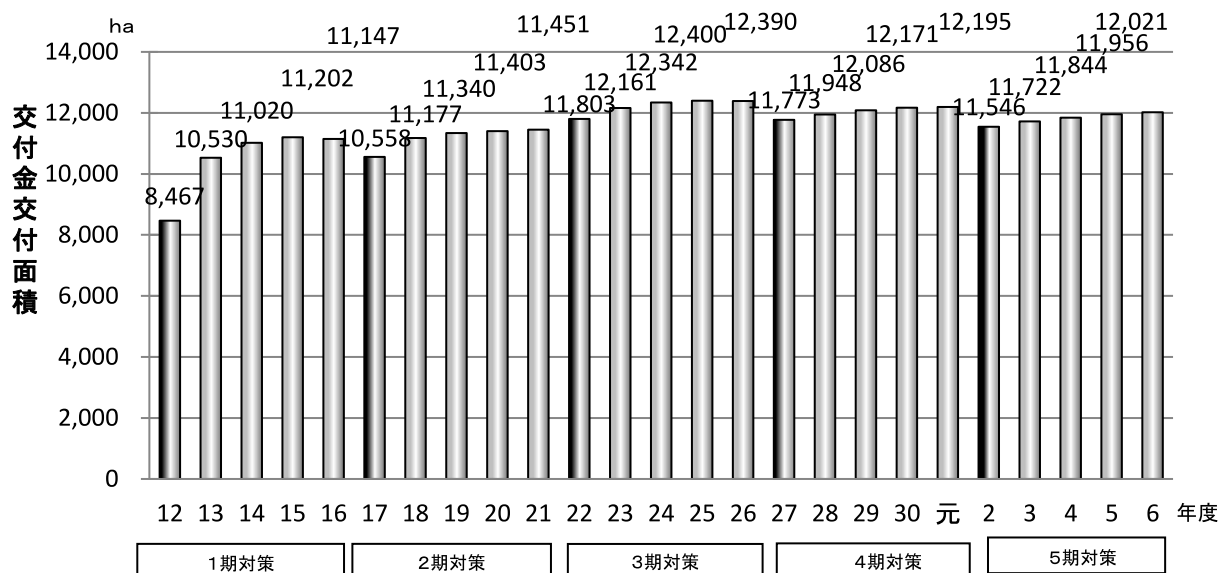
(2) 協定締結数

協定締結数は、令和5年度に比べて4協定(新規9協定、廃止5協定)増加し、1,275協定となった。市町村別で、集落協定等の締結数が最も多いのは、吉備中央町の176協定で、次いで真庭市の165協定、津山市の143協定の順となっている。



(3) 交付金交付面積

交付金交付面積は、令和5年度と比べ65ha増加し、12,021haとなった。交付面積が最も多いのは、吉備中央町の1,716haで、次いで津山市1,584ha、真庭市1,530haとなっている。市町村別では、津山市（68ha増）など8市町が増加した。なお、前期対策（第4期）の4年目（H30年度）に比べると215haの減となっており、主な要因は高齢化等による集落リーダーの減少と考えられる。

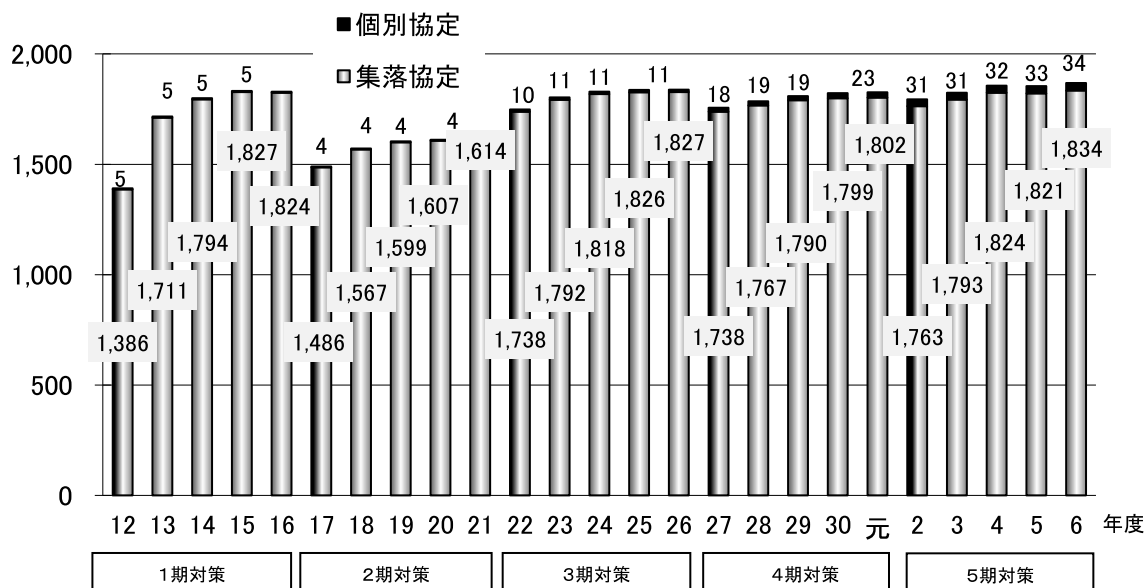


(4) 交付金額

交付金額は、令和5年度と比べ13,735千円、0.7%増加し1,868,494千円となった。交付金額が最も多いのは吉備中央町の293,142千円で、次いで津山市、真庭市、美咲町の順となっている。

市町村別では、協定数の増加、体制整備単価の取組協定数の増加、加算の取組増加等から津山市（4,657千円増）など7市町村で増加した。

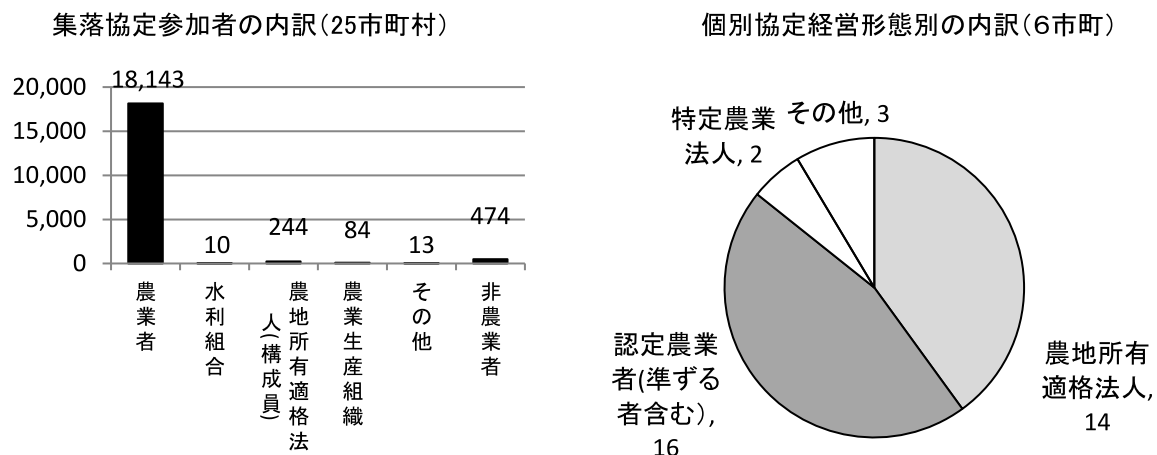
なお、各期対策4年目のうち最高に近い額となっており、主な要因は、前向きな取組（体制整備単価及び各種加算）を維持しているためと考えられる。



(5) 協定参加者等

集落協定参加者は延べ18,968人で、その内訳としては農業者が最も多く18,143人で、令和5年度から51人減少した。

個別協定の経営形態は、認定農業者が16協定と多い。



(6) 協定の平均的な姿

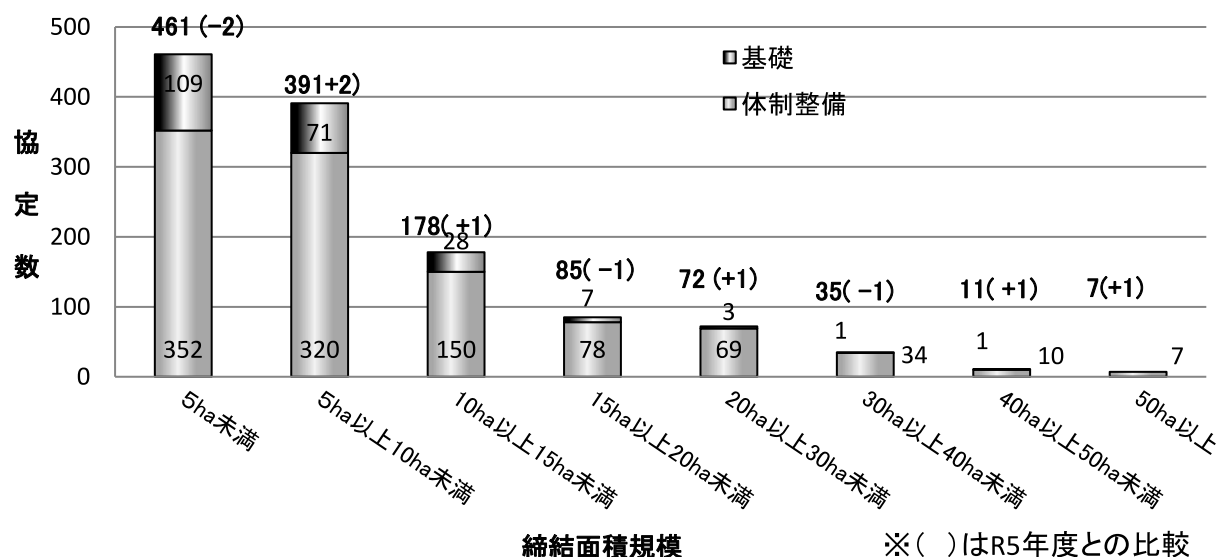
区分	協定平均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集落協定	14.8	9.5	1,479	64	100
基礎単価	11.6	6.5	716	56	62
体制整備単価	15.6	10.2	1,644	65	106
個別協定		6.9	978		
全協定平均	14.5	9.4	1,465	65	101

※交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計

(7) 集落協定の規模別協定数

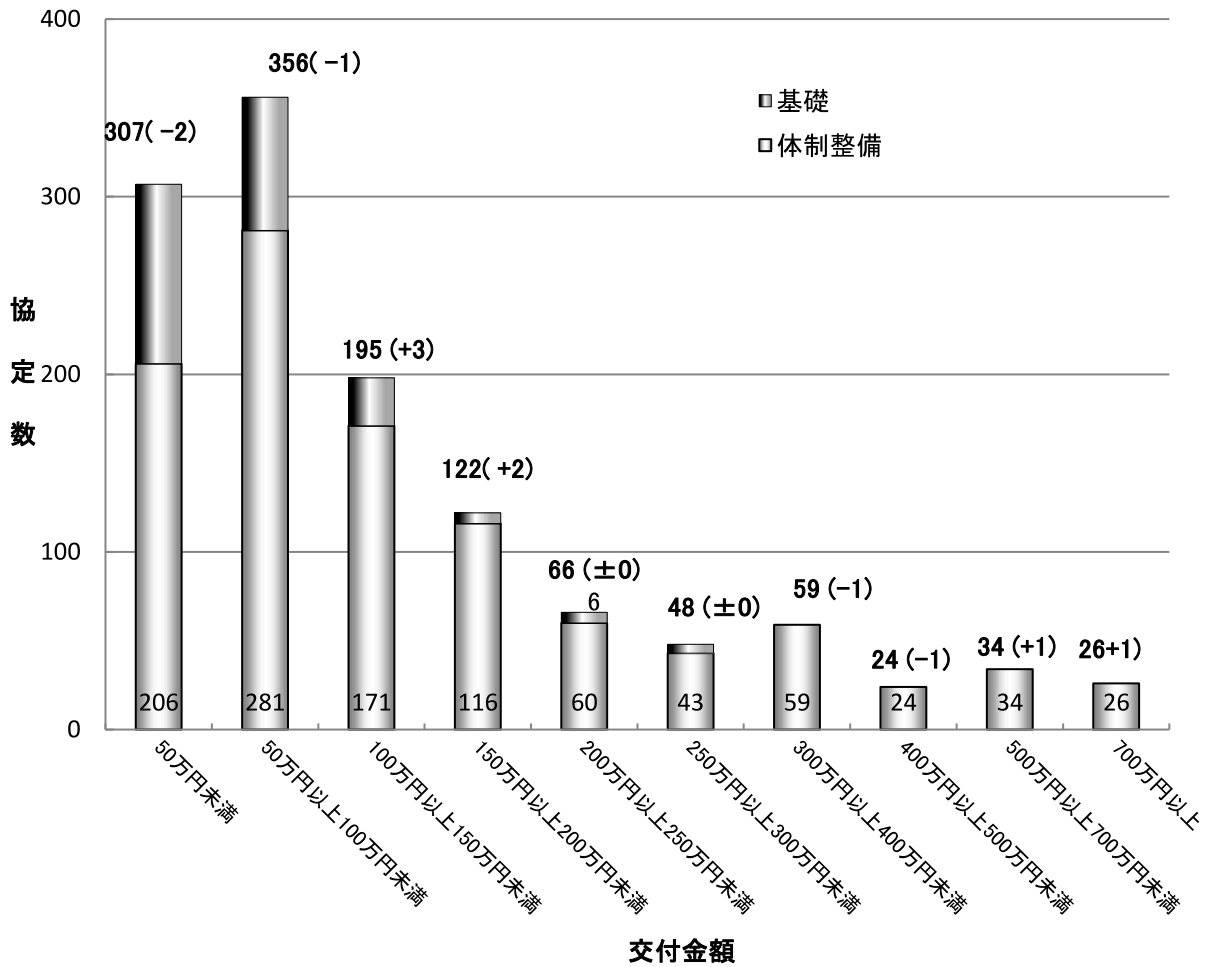
ア 集落協定締結面積規模別

集落協定の締結面積規模別の集落協定数は、1,240協定のうち、5ha未満が461協定と約5割を占め、面積規模の階層が大きくなるにつれて協定数は減少している。



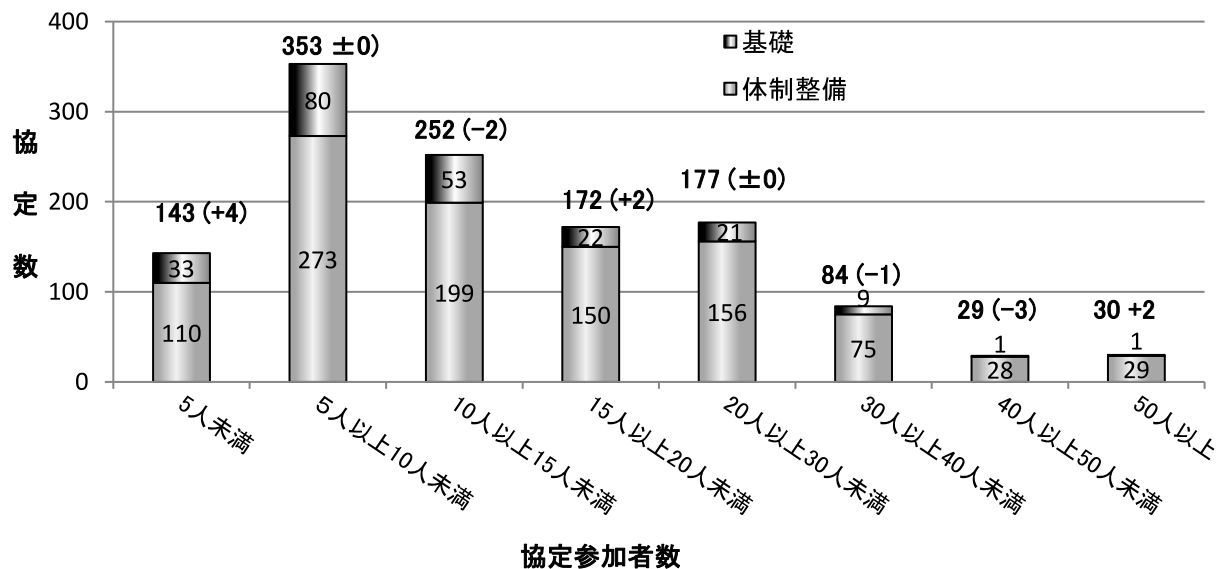
イ 交付金額別

交付金額別の集落協定数は、1,240協定のうち、50万円以上100万円未満が356協定(28.7%)と最も多く、次いで50万円未満が307協定(24.8%)となっている。100万円以上の協定では交付金額の階層が高くなるにつれて、その数は減少する傾向にある。



ウ 協定参加者数別

協定参加者数別の集落協定数は、1,240協定のうち、10人未満が496協定と約4割を占め、参加者数が少ないほど体制整備単価（前向きな取組）の割合が少ない傾向にある。



※()はR5年度との比較

3 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

() は前年度

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,504 (11,448)	13,267 (14,429)	1,833,521 (1,818,277)
8 法内	急傾斜地	6,312 (6,301)	7,369 (8,121)	1,382,369 (1,374,181)
	小区画・ 不整形	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	緩傾斜地	4,835 (4,801)	5,018 (5,418)	394,145 (388,384)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		357 (346)	879 (890)	57,007 (55,712)
畑 ②		488 (480)	579 (689)	34,136 (35,700)
8 法内	急傾斜地	142 (142)	165 (183)	17,284 (20,569)
	緩傾斜地	327 (319)	334 (412)	15,038 (13,333)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		19 (19)	80 (94)	1,813 (1,798)
草地 ③		24 (24)	52 (52)	773 (752)
8 法内	急傾斜地	2 (2)	2 (2)	135 (135)
	緩傾斜地	23 (23)	50 (50)	638 (617)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
採草放牧地 ④		4 (4)	4 (4)	64 (29)
8 法内	急傾斜地	3 (3)	3 (3)	26 (26)
	緩傾斜地	1 (1)	1 (1)	38 (3)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
計 ①+②+③+④		12,021 (11,956)	13,902 (15,174)	1,868,494 (1,854,758)

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。
対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積。

4 令和6年度 市町村別実施状況

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数							集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積						交付金額		
	集落 協定	うち 体制 整備	個別 協定	うち 体制 整備	計	うち 体制 整備	集落 協定		個別 協定	計 (ha) (A)	基礎 単価 面積	体制 整備 単価 面積 (B)	体制 整備 単価率 (B)/(A)	集落 協定	個別 協定	計 (千円)	
備 前	岡山市	46	33	5	5	51	38	736	294	42	336	64	272	81%	41,953	5,554	47,507
	玉野市	1	0	0	0	1	0	17	5	0	5	5	0	0%	499	0	499
	備前市	11	7	0	0	11	7	187	74	0	74	21	53	72%	10,374	0	10,374
	瀬戸内市	3	0	0	0	3	0	32	9	0	9	9	0	0%	941	0	941
	赤磐市	44	37	0	0	44	37	690	517	0	517	48	469	91%	91,518	0	91,518
	和気町	33	13	0	0	33	13	391	195	0	195	127	69	35%	32,377	0	32,377
	吉備中央町	162	162	14	14	176	176	2,089	1,598	117	1,716	0	1,716	100%	274,600	19,893	294,493
	小計(7)	300	252	19	19	319	271	4,142	2,692	160	2,852	273	2,579	90%	452,263	25,447	477,710
備 中	倉敷市	4	0	0	0	4	0	27	10	0	10	10	0	0%	1,568	0	1,568
	笠岡市	5	5	0	0	5	5	91	18	0	18	0	18	100%	3,752	0	3,752
	井原市	11	11	0	0	11	11	171	73	0	73	0	73	100%	14,561	0	14,561
	総社市	11	8	0	0	11	8	156	73	0	73	22	52	70%	14,476	0	14,476
	高梁市	116	91	3	1	119	92	1,307	852	25	877	149	729	83%	151,979	2,762	154,741
	新見市	122	89	1	1	123	90	1,308	941	2	943	174	769	82%	128,238	405	128,643
	浅口市	1	1	0	0	1	1	16	14	0	14	0	14	100%	1,454	0	1,454
	矢掛町	12	7	0	0	12	7	190	79	0	79	19	60	76%	13,615	0	13,615
小計(8)	282	212	4	2	286	214	3,266	2,060	27	2,087	373	1,715	82%	329,643	3,167	332,810	
美 作	津山市	139	137	4	4	143	141	2,363	1,571	13	1,584	19	1,566	99%	243,090	1,926	245,016
	真庭市	165	89	0	0	165	89	2,638	1,530	0	1,530	593	937	61%	188,711	0	188,711
	美作市	81	70	8	8	89	78	1,833	957	43	999	84	915	92%	135,717	3,691	139,408
	新庄村	15	15	0	0	15	15	198	165	0	165	0	165	100%	25,280	0	25,280
	鏡野町	99	97	0	0	99	97	883	537	0	537	10	528	98%	83,387	0	83,387
	勝央町	9	9	0	0	9	9	153	47	0	47	0	47	100%	9,914	0	9,914
	奈義町	19	19	0	0	19	19	720	614	0	614	0	614	100%	71,393	0	71,393
	西粟倉村	14	14	0	0	14	14	213	107	0	107	0	107	100%	15,711	0	15,711
	久米南町	35	32	0	0	35	32	750	642	0	642	33	609	95%	128,424	0	128,424
	美咲町	82	74	0	0	82	74	1,253	855	0	855	49	807	94%	150,729	0	150,729
小計(10)	658	556	12	12	670	568	11,004	7,026	56	7,082	787	6,294	9	1,052,357	5,617	1,057,974	
県計(25)	1,240	1,020	35	33	1,275	1,053	18,412	11,778	243	12,021	1,433	10,588	88%	1,834,263	34,231	1,868,494	

注) 集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

5 市町村別協定取組内訳

単位：件

促進計画 策定市町村	集 落 協 定								個 別 協 定				合 計 (集落協定と個別協定の計)									
	協定数								協定数				協定数									
	うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置					うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置	うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置									
			棚田地域振興活動加算	集落協定広域化支援	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算						棚田地域振興活動加算	集落協定広域化支援	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算					
備前	岡山市	46	13	33				1		5	5				51	13	38				1	
	玉野市	1	1												1	1						
	備前市	11	4	7											11	4	7					
	瀬戸内市	3	3												3	3						
	赤磐市	44	7	37			1	2							44	7	37			1	2	
	和気町	33	20	13					2						33	20	13					2
	吉備中央町	162		162	9	9	14	15	14	14		5	176		176		9	9	14	20		
	小計(7)	300	48	252	9	10	17	17	19	19		5	319	48	271	9	10	17	22			
備中	倉敷市	4	4												4	4						
	笠岡市	5		5				1							5		5					1
	井原市	11		11		1	1	1							11		11		1	1	1	
	総社市	11	3	8											11	3	8					
	高梁市	116	25	91		1	9	9	3	2	1				119	27	92		1	9	9	
	新見市	122	33	89	2	3	4	5	1		1				123	33	90	2	3	4	5	
	浅口市	1		1											1		1					
	矢掛町	12	5	7				1							12	5	7					1
	小計(8)	282	70	212	2	5	15	16	4	2	2				286	72	214	2	5	15	16	
美作	津山市	139	2	137	1	2	10	8	4		4				143	2	141	1	2	10	8	
	真庭市	165	76	89	1	6	2	6	3						165	76	89	1	6	2	6	3
	美作市	81	11	70	3			3	8	8					89	11	78	3			3	
	新庄村	15		15											15		15					
	鏡野町	99	2	97	1			4	2						99	2	97	1			4	2
	勝央町	9		9											9		9					
	奈義町	19		19				2							19		19				2	
	西粟倉村	14		14	1										14		14	1				
	久米南町	35	3	32	6	1	5	6	3						35	3	32	6	1	5	6	3
	美咲町	82	8	74	3	6	5	8							82	8	74	3	6	5	8	
	小計(10)	658	102	556	11	12	15	36	24	12		12			670	102	568	11	12	15	36	24
県計(25)	1,240	220	1,020	11	23	30	68	57	35	2	33		5	1,275	222	1,053	11	23	30	68	62	

6 集落協定における農業生産活動等の実施状況（基礎単価が交付される活動）

(1) 集落マスタープランの内容

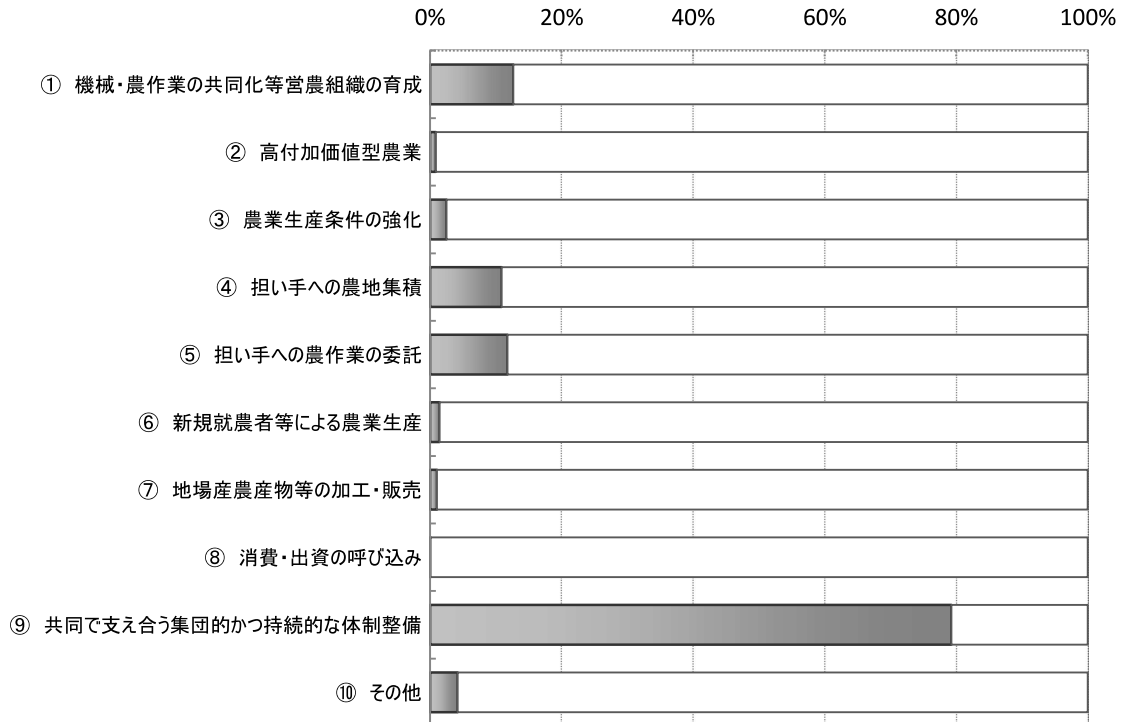
将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が983協定（79.3%）と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が157協定（12.7%）となっている。

「その他」の活動項目は、主に、担い手の確保、鳥獣被害防止対策等である。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	157 (159)	12.7% (12.8%)
② 高付加価値型農業	11 (13)	0.9% (1.1%)
③ 農業生産条件の強化	31 (31)	2.5% (2.5%)
④ 担い手への農地集積	135 (133)	10.9% (10.7%)
⑤ 担い手への農作業の委託	146 (145)	11.8% (11.7%)
⑥ 新規就農者等による農業生産	18 (18)	1.5% (1.5%)
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	13 (13)	1.0% (1.1%)
⑧ 消費・出資の呼び込み	1 (1)	0.1% (0.1%)
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	983 (980)	79.3% (79.2%)
⑩ その他	52 (52)	4.2% (4.2%)

表中の()はR5年度。R6全集落協定は1,240協定

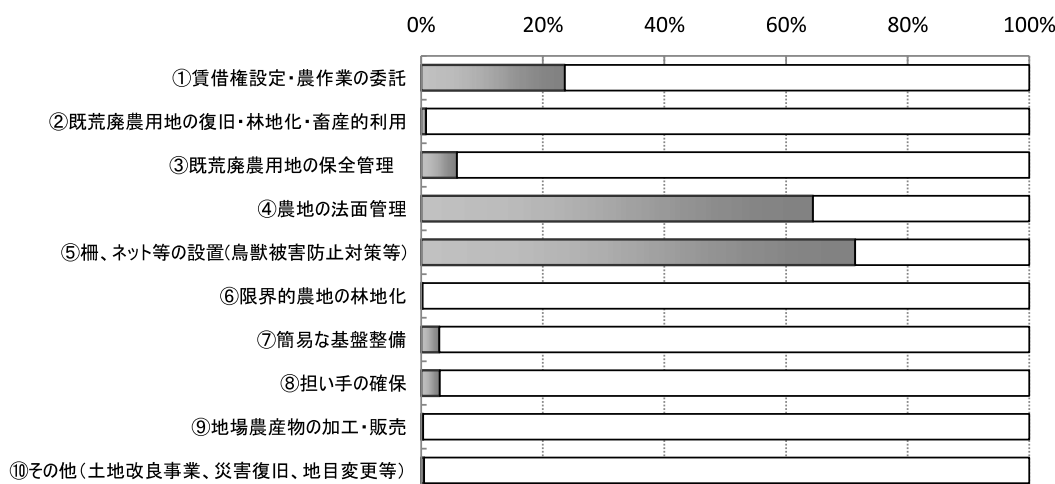


(2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）を実施した協定が885協定（71.4%）と最も多く、次いで、農地の法面管理799協定（64.4%）、賃借権設定・農作業の委託293協定（23.6%）の順となっている。

活動項目	協定数		全協定に占める割合	
①賃借権設定・農作業の委託	293	289	23.6%	(23.3%)
②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	10	10	0.8%	(0.8%)
③既荒廃農用地の保全管理	73	71	5.9%	(5.7%)
④農地の法面管理	799	799	64.4%	(64.5%)
⑤柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）	885	884	71.4%	(71.4%)
⑥限界的農地の林地化	3	3	0.2%	(0.2%)
⑦簡易な基盤整備	37	37	3.0%	(3.0%)
⑧担い手の確保	38	39	3.1%	(3.2%)
⑨地場農産物の加工・販売	4	4	0.3%	(0.3%)
⑩その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	6	6	0.5%	(0.5%)

表中の（ ）はR5年度。R6全集落協定は1,240協定

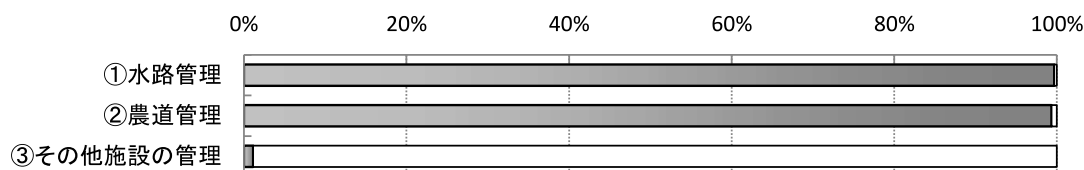


(3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

活動項目	協定数		全協定に占める割合	
①水路管理	1,236	(1,234)	99.7%	(99.7%)
②農道管理	1,232	(1,228)	99.4%	(99.2%)
③その他施設の管理	14	(15)	1.1%	(1.2%)

表中の（ ）はR4年度。R5全集落協定は1,240協定

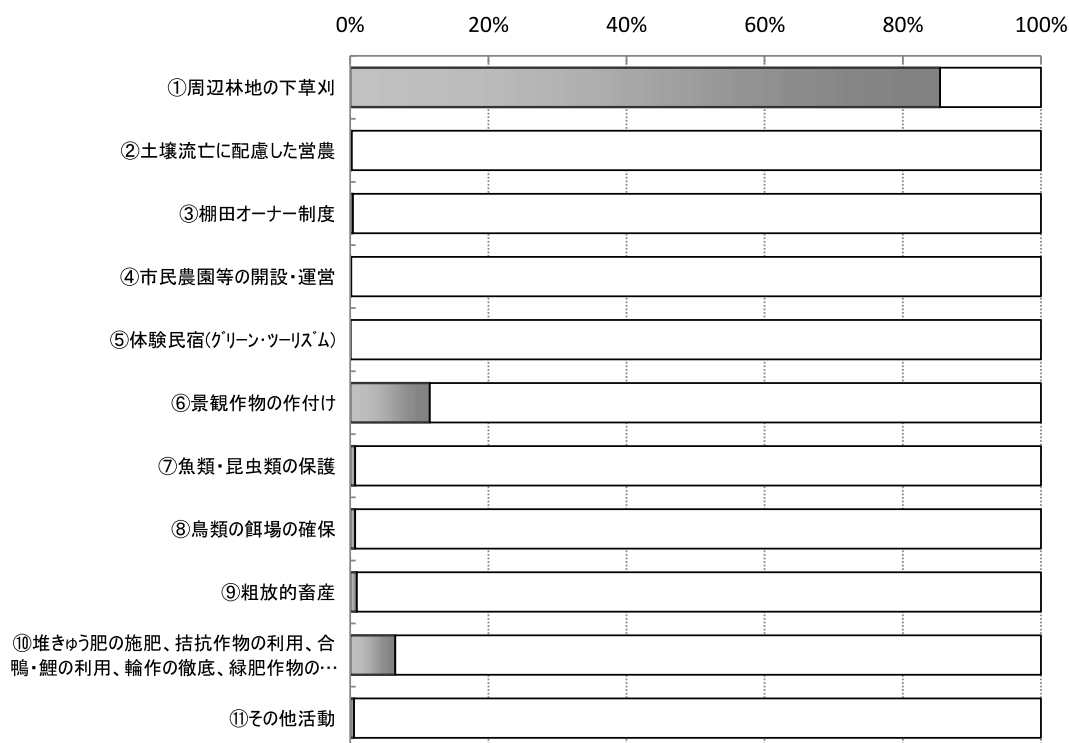


(4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,059協定(85.4%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け143協定(11.5%)、堆きゅう肥の施肥等81協定(6.5%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,059 (1,057)	85.4% (85.4%)
	②土壌流亡に配慮した営農	3 (3)	0.2% (0.2%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	5 (5)	0.4% (0.4%)
	④市民農園等の開設・運営	2 (2)	0.2% (0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1 (1)	0.1% (0.1%)
	⑥景観作物の作付け	143 (146)	11.5% (11.8%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	9 (11)	0.7% (0.9%)
	⑧鳥類の餌場の確保	9 (10)	0.7% (0.8%)
	⑨粗放的畜産	12 (12)	1.0% (1.0%)
	⑩堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	81 (83)	6.5% (6.7%)
	⑪その他活動	7 (7)	0.6% (0.6%)

表中の()はR5年度。R6年度全集落協定は1,240協定



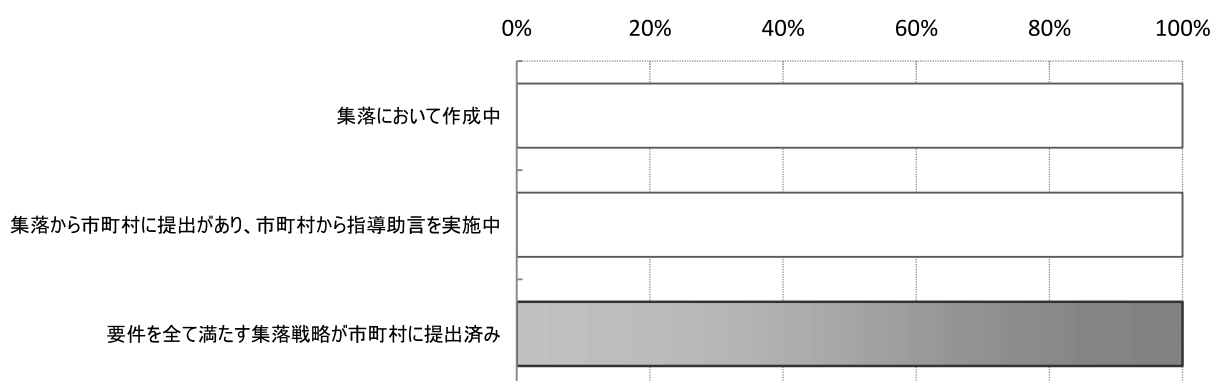
7 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 集落戦略の作成状況

体制整備単価が交付される要件である集落戦略の作成に取り組んだ1,020(R5年度1,020)集落協定において、市町村に提出済みととなった。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
集落において作成中	0 (250)	0.0% (24.5%)
集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中	0 (408)	0.0% (40.0%)
要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	1020 (362)	100.0% (35.5%)

表中の()はR5年度。R6年度の集落戦略取組協定は1,020協定



(2) 集落戦略作成に向けた活動状況

集落戦略を作成するための地域での話し合いは、825協定で実施され、昨年度に比べて増加した。さらに、各種地図の作成については、大幅に増加しており、特に農地保全活動等を実施する範囲を記載した地図の作成について、814協定(79.8%)が実施した。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
話し合いを実施した協定数	912 (628)	89.4% (61.6%)
年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成	980 (618)	96.1% (60.6%)
農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成	966 (723)	94.7% (70.9%)

表中の()はR5年度。R6年度集落戦略取組協定は1,020協定

(3) 提出済みの集落戦略の内容

ア) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

集落戦略の提出があった1,020（R4年度777）協定中、集落の現状として、担い手が確保できており、耕作を継続できると回答した協定が513協定（50.3%）と最も多く、次いで担い手が確保できているが、全ての委託希望は受けられないと回答した協定が422協定（41.4%）となった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①担い手が確保できており、耕作を継続	513 (390)	50.3%	(50.6%)
②担い手が確保できているが、全ての委託希望は受けられない	422 (305)	41.4%	(39.6%)
③担い手が確保できていない	224 (86)	22.0%	(11.2%)
④耕作を継続したいが、耕作条件の悪い農地がある	408 (314)	40.0%	(40.8%)
⑤耕作を継続したいが、農業所得が低い	364 (305)	35.7%	(39.6%)
⑥耕作を継続したいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	400 (314)	39.2%	(40.8%)
⑦鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	407 (332)	39.9%	(43.1%)
⑧集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている	34 (39)	3.3%	(5.1%)
⑨その他	43 (20)	4.2%	(2.6%)

表中の（ ）はR5年度。R6年度までに提出のあった協定は1,020協定

イ) 集落の現状を踏まえた対応の方向性

集落戦略の提出があった1,020（R5年度770）協定中、集落の対応の方向性として、鳥獣被害防止対策の実施と回答した協定が588協定（57.6%）と最も多く、次いで協定内で担い手を確保・育成と回答した協定が498協定（48.8%）となった。また、その他として、農業法人や他の協定と連携する等の組織間連携に関する回答が多かった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	266 (124)	26.1%	(16.1%)
②協定内で担い手を育成・確保	498 (217)	48.8%	(28.2%)
③協定外で担い手を確保	176 (96)	17.3%	(12.5%)
④基盤整備等により耕作条件を改善	30 (19)	2.9%	(2.5%)
⑤農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	43 (25)	4.2%	(3.2%)
⑥新たな作物の導入により所得の向上を図る	50 (49)	4.9%	(6.4%)
⑦省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	135 (110)	13.2%	(14.3%)
⑧耕作継続が困難な農用地の林地化	59 (59)	5.8%	(7.7%)
⑨放牧利用による農用地の管理	16 (28)	1.6%	(3.6%)
⑩鳥獣被害防止対策の実施	588 (250)	57.6%	(32.5%)
⑪集落の自治（コミュニティ）機能の強化	88 (77)	8.6%	(10.0%)
⑫その他	77 (60)	7.5%	(7.8%)

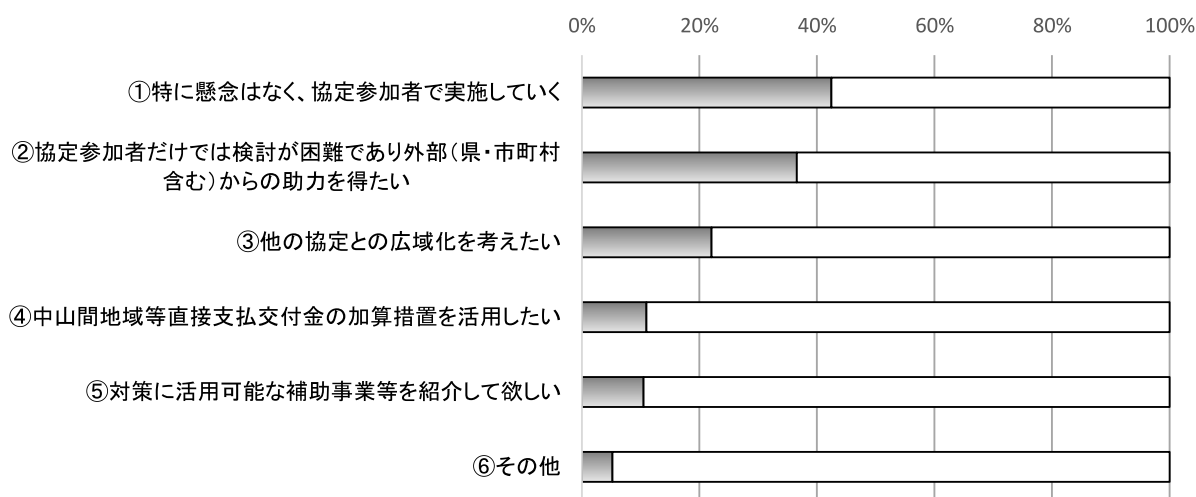
表中の（ ）はR5年度。R6年度までに提出のあった協定は1,020協定

ウ) 具体的な対策に向けた検討

集落戦略の提出があった1020(R5年度770)協定中、具体的な対策方針として、特に懸念はなく、協定参加者で実施していくと回答した協定が433協定(42.5%)と最も多く、次いで協定参加者だけでは検討が困難であり外部からの助言を得たいと回答した協定が373協定(36.6%)となった。

項目	協定数		提出された集落戦略のうち占める割合	
①特に懸念はなく、協定参加者で実施していく	433	(217)	42.5%	28.2%
②協定参加者だけでは検討が困難であり外部(県・市町村含む)からの助言を得たい	373	(100)	36.6%	13.0%
③他の協定との広域化を考えたい	225	(60)	22.1%	7.8%
④中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい	112	(85)	11.0%	11.0%
⑤対策に活用可能な補助事業等を紹介して欲しい	107	(89)	10.5%	11.6%
⑥その他	53	(36)	5.2%	4.7%

表中の()はR5年度。R6年度までに提出のあった協定は1,020協定



8 加算措置の取組状況（より積極的な取組に対する加算）

(1) 協定数及び面積

加算措置に延べ189協定が取り組み、このうち、生産性向上加算が68協定（36.0%）と最も多い。

取組面積は、生産性向上加算が1,327haと最も多く、ドローン、自動草刈り機、大型機械の導入等による作業の省力化に取り組んでいる。また、402haで取り組まれた集落機能強化加算は、高齢者の見回り体制の構築などコミュニティーの強化に取り組んでいる集落が多い。

加算種類	棚田地域振興活動加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算	計
取組協定数	11 (11)	24 (23)	29 (28)	68 (66)	57 (57)	189 (184)
取組面積(ha)	225 (228)	504 (451)	402 (423)	1,327 (1,311)	470 (462)	2,928 (2,875)

表中の()はR5年度

9 集落協定における交付金の使用方法等

(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金を農業者と共同取組活動に配分した協定は1,105協定(89.1%)と最も多く、全額を農業者に配分している協定が119協定(9.6%)、全額を共同取組活動に配分している協定が16協定(1.3%)となっている。

集落協定への交付金額は1,834,263千円で、その内、農業者個人への配分額は1,186,729千円(64.8%)、共同取組活動への配分額は645,534千円(35.2%)となっている。

ア) 協定数

全集落協定数	全額を農業者へ	農業者と共同取組活動へ	全額を共同取組活動へ
1,240 (1,238)	119 (117)	1,105 (1,103)	16 (18)
協定に占める割合	9.6% (9.5%)	89.1% (89.1%)	1.3% (1.3%)

表中の()はR5年度

イ) 交付金額

(千円)

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
1,834,263 (1,821,381)	1,186,729 (1,168,986)	645,534 (652,395)
交付総額に占める割合	64.8% (64.2%)	35.2% (35.8%)

表中の()はR5年度

(2) 共同取組活動への使用状況

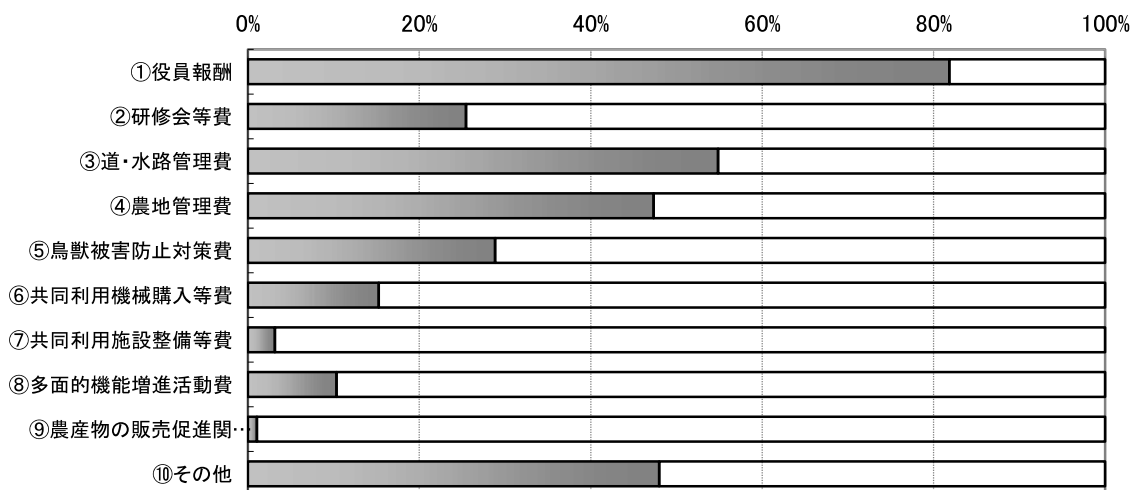
交付金の使途は、役員の報酬への使用が1013協定(81.8%)と最も多く、次いで、道・水路の維持管理に対する使用が679協定(54.8%)などの順になっている。

また、取組協定当たりの平均支出額は、共同利用機械購入等費が710千円と最も多く、次いで共同利用施設整備等費564千円、農産物の販売促進関係費314千円の順になっている。

活動項目	協定数	全集落協定に占める割合	取組協定当たり平均支出額(千円)
①役員報酬	1,013 (1,005)	81.8% (81.2%)	82 (82)
②研修会等費	315 (353)	25.4% (28.5%)	34 (69)
③道・水路管理費	679 (657)	54.8% (53.1%)	278 (231)
④農地管理費	586 (624)	47.3% (50.4%)	258 (281)
⑤鳥獣被害防止対策費	357 (331)	28.8% (26.7%)	209 (174)
⑥共同利用機械購入等費	189 (135)	15.3% (10.9%)	710 (383)
⑦共同利用施設整備等費	39 (46)	3.2% (3.7%)	564 (196)
⑧多面的機能増進活動費	128 (112)	10.3% (9.0%)	97 (89)
⑨農産物の販売促進関係費	13 (11)	1.1% (0.9%)	314 (411)
⑩その他	594 (644)	48.0% (52.0%)	110 (85)

表中の()は5年度

交付金(共同取組活動)の使途



【参 考】

中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2~6年度)のあらまし

中山間地域の農業は、農地を耕作することで国土の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など、大切な役割を果たしています。

しかし、中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えています。

この制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

1 対象となる地域 ☆対象地域は、市町村によって異なります。

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、棚田地域振興法等で指定された地域
- (2) 知事が指定する特認地域で①に地理的に隣接する地域及び農林統計上の中山間地域

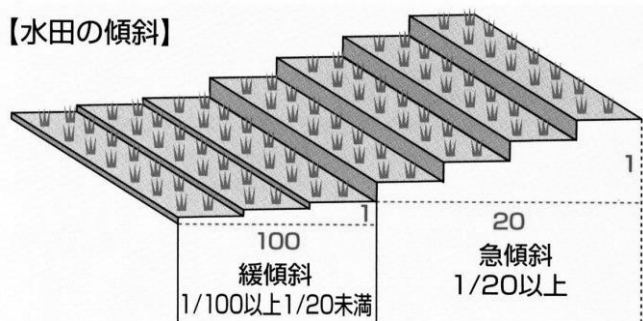
2 対象となる農地

対象となる地域内で、次のいずれかに該当する1ha以上のまとまりのある農用地(農振農用地区域内)が対象です。

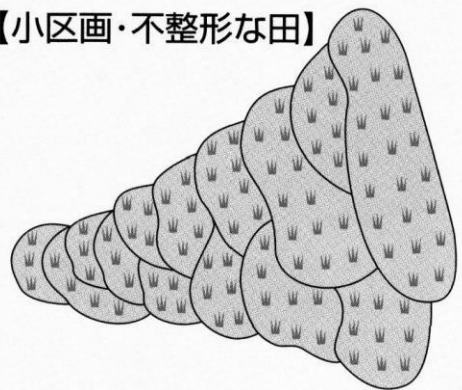
- (1) 急傾斜農用地
傾斜が水田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上
- (2) 小区画・不整形な田
大多数が30a未満で、平均が20a以下
- (3) 市町村長の判断により対象となる農用地
 - ・ 緩傾斜農用地 (田1/100以上、畑等8度以上)
 - ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

農地のイメージ図

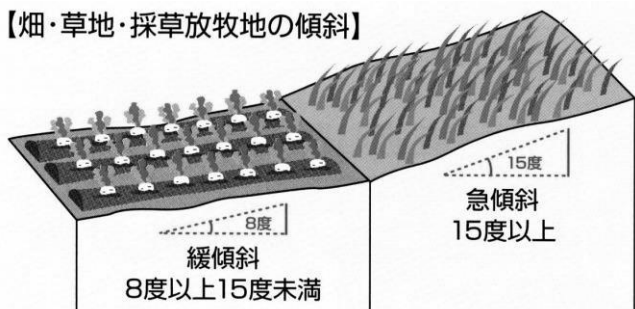
【水田の傾斜】



【小区画・不整形な田】



【畑・草地・採草放牧地の傾斜】



☆緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農用地は、市町村により扱いが異なります。

3 主な交付単価 (10a 当たり)

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価	☆草地、採草放牧地も対象となります。 ☆面積には、畦畔・法面も含まれます。 ☆「小区画・不整形な田」「高齢化率・耕作放棄率の高い農用地」の単価は緩傾斜と同じです。
田	急傾斜(1/20以上)	16,800円	21,000円	
	緩傾斜(1/100~1/20)等	6,400円	8,000円	
畑	急傾斜(15度以上)	9,200円	11,500円	
	緩傾斜(8度~15度)等	2,800円	3,500円	

4 対象者

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象です。

- ・農業者
- ・生産組織
- ・第3セクター
- ・農地所有適格法人 等

5 実施期間

令和2～6年度

6 対象となる活動

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続される農業生産活動等

◎基礎単価が交付される活動

区 分		具体的に取り組む行為	
必須事項	農業生産活動等 (右の全ての項目を実施)	集落マスタープランの作成	集落の目指すべき将来像とその実現に向けた活動方策及び目標等の計画策定
		耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動 (右の項目の中から1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

◎体制整備単価が交付される活動（基礎単価が交付される活動に加えて実施）

要件	活動項目	活動内容	活動の水準	備考
必須事項	集落戦略の作成	<p>協定農用地の将来像並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い作成する。</p> <p>①協定農用地の将来像 ②協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 ③集落の現状を踏まえた対策の方向性 ④具体的な対策に向けた検討 ⑤今後の対策の具体的内容及びスケジュール ⑥農業生産活動等の継続のための支援体制</p>	中間年（令和4年度）を目途に作成。その後も話し合いにより毎年見直し。	

◎加算単価が交付される活動（体制整備単価の要件を満たしている協定に適用される）

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
棚田地域振興活動加算	<p>認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う。</p> <p>【目標】ア～ウの全てに定量的な目標設定を行う。（棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上の目標を含めること）</p> <p>ア：棚田等の保全に関する目標 イ：棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標 ウ：棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標</p>	<p>認定計画に位置づけられている棚田等で田1/20畑15度以上の傾斜がある農用地面積に加算</p> <p>※勾配が田1/10以上、畑20度以上の場合は超急傾斜単価を適用（R4拡充）</p>	<p>田：10,000円 畑：10,000円</p> <p>田（超急傾斜）14,000円 畑（超急傾斜）14,000円</p>	<p>超急傾斜、集落機能強化、生産性向上との重複は不可。</p> <p>県第三者委員会で目標の妥当性を協議</p>
超急傾斜農地保全管理加算	<p>超急傾斜農地の保全等の取組を行う。</p> <p>【目標】ア、イの全てに定量的な目標設定を行う。</p> <p>ア：超急傾斜農地の保全 イ：超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等</p>	<p>勾配が田1/10以上、畑20度以上の農用地面積に加算</p>	<p>田：6,000円 畑：6,000円</p>	基礎単価でも取組可能
集落協定広域化加算	<p>他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う。</p> <p>【目標】</p> <p>ア：単年の取組の場合 主導的な役割を担う人材確保 イ：複数年の取組の場合 人材確保に加えて、広域化後の協定で達成する目標の設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
集落機能強化加算	<p>新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 ・コミュニティサロンの開設 ・地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等） <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	
生産性向上加算	<p>生産性向上を図る取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化、加工、販売 ・担い手への農地集積、集約、農作業の委託 ・機械、農作業の共同化 ・農作業の省力化 <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	

※加算を複数選択する場合は、上乗せする加算の単価は1,000円/10a減額となる。

7 返還の免責要件

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合や農地を転用した場合は、原則として協定の認定年度に遡って、**該当農用地**についての交付金を返還する必要がありますが、次の免責事由に該当する場合には、返還が免除又は要件が緩和されます。

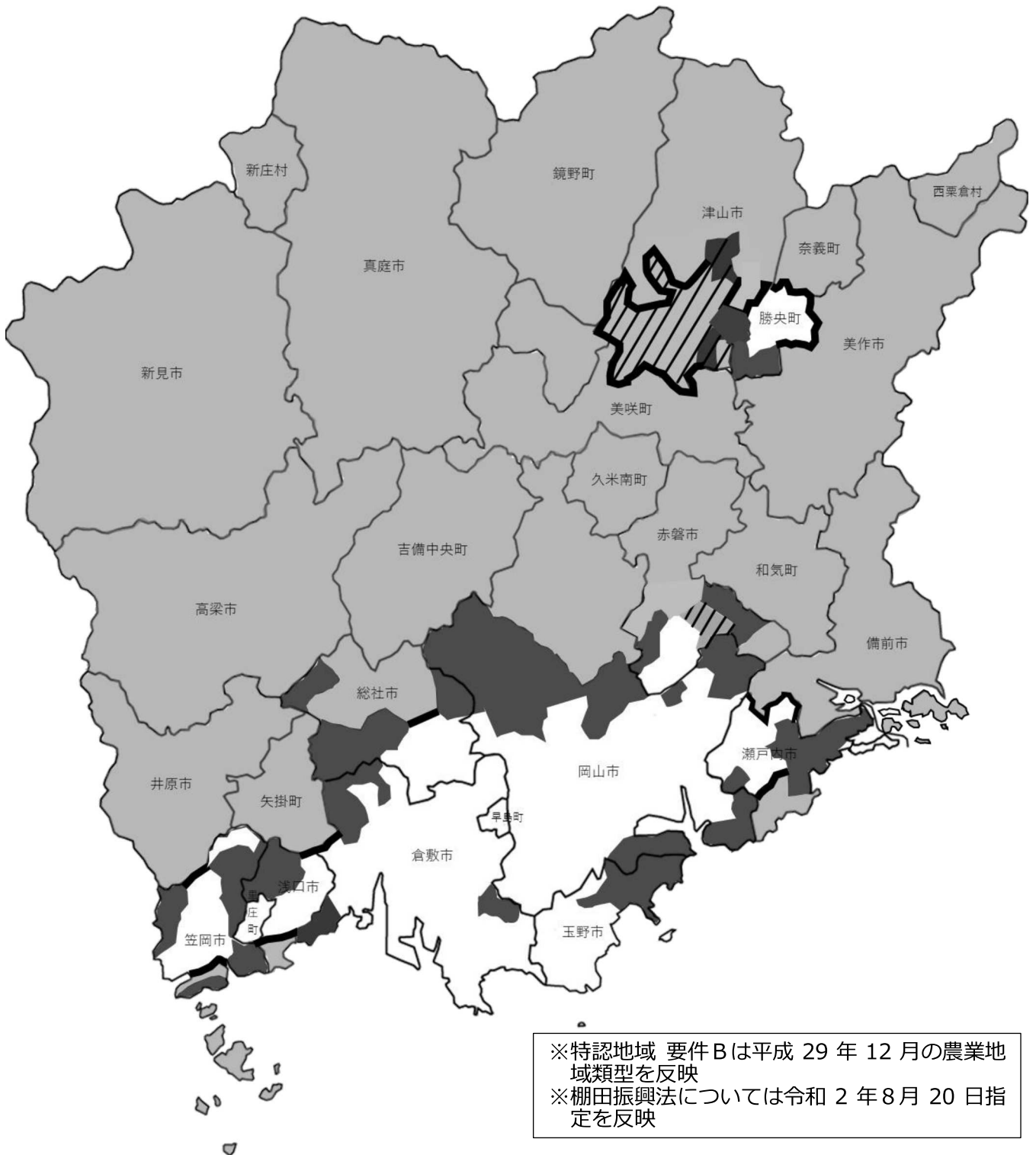
免責事由 ※一部抜粋		返還の範囲	金額	措置される次期
協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合				
	①②以外	全協定農用地	全額	認定年度以降返還
①	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の死亡、病気、その家族の病気等 ・自然災害の場合 ・土地収用法に基づき収用もしくは使用を受けた場合 ・農業用施設用地とした場合等 	-	免除	当該農用地について当該年度以降交付停止
②	新規就農者又は後継者の住宅に供する場合 林業又は水産業用施設用地とした場合	当該農用地	全額	認定年度以降返還

※下記のような協定参加者全体で達成すべき事項が達成できなかった場合、基礎単価分、体制単価分、加算分それぞれについて協定農用地全体が遡及返還対象となる。

- ・多面的機能を増進する活動や農道・水道等の維持管理
- ・体制整備単価（集落戦略の作成）
- ・加算措置の取組目標

中山間地域等直接支払制度 対象地域図(第5期対策)

令和6年4月1日現在



- 一般地域：地域振興4法の指定地域（市町村又は旧市町村単位）
- 一般地域：棚田振興法のみ指定地域（旧市町村単位）
- 特認地域 要件A：一般地域に地理的に隣接する地域（センサス集落単位）
- 特認地域 要件B：農林統計上の中山間地域（S25年の旧市町村単位）

集落協定の主な取組事例

○集落協定の広域化

なかはた・やち・いしがみ

中畑・矢知・石上 集落協定(岡山市北区御津)

協定面積：19.6ha 交付金額：280万円

平成29年から中畑地区で中山間地域等直接支払に取り組んでいたが、高齢化により地域農業の維持が困難になることを見据えて、多面的機能支払に合同で取り組んでいる地区に広域化への参加を呼びかけたところ、令和3年に矢知地区、令和5年に石上地区が参加し、中畑・矢知・石上集落協定として活動している。

3地区合同で取り組むことにより、事務処理等を行う人材を確保し、活動を継続できる体制づくりを進めている。

【主な取組実績】

- 広域化による活動体制の強化
- 事務作業の集約による省力化



中畑・矢知・石上集落協定総会



共同の水路泥上げ作業

○宇角川を中心にまとまった集落協定

うずみがわ

宇角川 集落協定(矢掛町)

協定面積：25.1ha 交付金額：436.3万円

令和2年度に宇角川周辺の4協定と他1協定が統合し、組織の大規模化を実施。構成員、役員の高齢化が進む中、組織を大規模化することで、農業を続けることが困難な農地に人員を派遣する等、集落の存続に貢献している。

集落ごとあるいは地域ごとに、取りまとめる役員を配置して、地域計画等の意見集約や担い手派遣の調整を行っている。

【主な取組実績】

- 広域化による活動体制の強化
- 人員の相互派遣による農作業の連携



地域計画の作成に向けた話し合い



共同の草刈作業

○将来を見据えた農地の保全活動

おんち

隠地 集落協定(津山市)

協定面積：11.2ha 交付金額：91万円

津山市久米地区にある隠地集落は、20年前に整備した圃場を対象に営農活動している。令和5年度には、県が主催する人材育成研修に積極的に参加するなど、地域の将来を見据えた活動を行っている。

また、農作業ドローンによる農薬散布や有害鳥獣駆除用電柵の設置、牛糞堆肥を施用するなど、省力化技術の導入や農地の保安全管理、環境にも配慮した農業活動に、積極的に取り組んでいる。

【主な取組実績】

- 人材育成研修への積極的な参加
- ドローンによる防除作業



ドローンによる防除作業



有害鳥獣駆除用電柵の設置

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

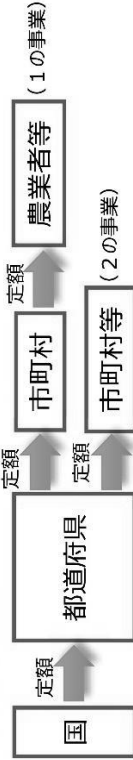
※1 複数の集落協定期間の活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※2	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円 (地目にかかわらず)

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される可能性があります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8339)

中山間地域等直接支払制度第6期対策（令和7～11年）の見直し内容について

1 基本部分

(1) 交付単価（変更無し）

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8°以上）	2,800	3,500
草地	急傾斜（15°以上）	8,400	10,500
	緩傾斜（8°以上）	2,400	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,200	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	800	1,000
	緩傾斜（8°以上）	240	300

※体制整備単価に対して基礎単価は8割の交付額となる。

(2) 体制整備単価(10割)の要件(変更あり)

第5期対策は、集落の将来像の指針となる「集落戦略」を作成することが交付要件だったが、第6期対策は、集落の基礎的な活動に加えて、複数の集落協定間での活動の統合や連携（ネットワーク化）、又は多様な組織等の参画に向けたネ「ネットワーク化活動計画」を作成することに変更された。

(現行)

集落戦略	
内	容
集落の将来像、現状と対策、具体的な対策、今後のスケジュール及び農業生産活動の継続のための支援体制についての計画※集落協定が協議の場に参加して地域計画を策定した場合、集落戦略を作成したとして取り扱うことも出来る。	



(改正)

ネットワーク化活動計画	
区分	内 容
統合	複数の集落協定を統合し、最終的に10ha以上の協定となる計画。既に10ha以上の集落協定の場合は、10haを維持するための計画（役員の確保等）
ネットワーク化	複数の協定で協議会を立上げ、事務の一元化。草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化を実施する計画（実施面積は10ha以上）
多様な組織等の参画	集落協定に農業者団体以外の組織が1以上参画する又は構成員の10%以上の地域住民（農家者以外）が活動に参画する計画

2 加算部分（変更あり）

現 行			改 正		
区 分	内 容	交付単価 (円/10a)	区 分	内 容	交付単価 (円/10a)
棚田地域 振興活動 加算	棚田地域振興法に基づ く棚田地域振興活動計 画を作成し、棚田の保 全や農産物の販売促進 等に取り組むこと	(急傾斜) 10,000 (超急傾斜) 14,000	棚田地域 振興活動 加算	同左	同左
超急傾斜 農地保全 管理加算	超急傾斜農地の保全や 農産物の販売促進等に 取り組むこと	6,000	超急傾斜 農地保全 管理加算	同左	同左
集落協定 広域加算	<u>主導的な役割を担う人 材を確保した上で、 集落協定の統合により 体制強化に取り組むこ と</u>	<u>3,000</u>	ネットワ ーク化加 算	<u>20ha以上の統合、ネッ トワーク化又は2組織 以上の農業者団体以外 の組織が活動に参画す ることで体制強化に取 り組むこと(ただし、同 じ地域計画区域内に他 の集落協定がない場合 に限る)</u>	<u>1,000 ～ 10,000</u> ※1
集落能強 化加算	新たな人材の確保や集 落機能（営農に関する もの以外で生活支援に 関するもの）の強化に 取り組むこと	3,000	集落能強 化加算 (経過措 置) ※2	<u>農業者団体以外の組織 または構成員の10%以 上の地域住民が活動に 参画した上で、集落機 能の強化にとりくむこ と</u>	同左
生産性向 上加算	<u>加工品の開発、担い手 への農地集積、共同機 械の導入、農作業の共 同化など生産性向上に 取り組むこと</u>	<u>3,000</u>	スマート 農業加算	<u>スマート農業による作 業の省力化・効率化を 図る取り組みをすること</u>	<u>5,000</u>

※1 ネットワーク化加算の単価は、合併等前の協定面積に10,000円/10a（～5ha部分）、4,000円/10a（5～10ha部分）、1,000円/10a（10～40ha部分）を適用（40ha以上部分は0円）

※2 5期対策で実施していた集落協定のみ対象

0ha	5ha	10ha	40ha
10,000円/10a	4,000円/10a	1,000円/10a	

資料No. 3

令和7年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

令和6年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

令和7年8月

岡山県農林水産部

環境保全型農業直接支払交付金

1 目的

環境に対する関心の高まりを背景に、平成 23 年度から環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減など、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援し、環境保全型農業の面的拡大を図っている。

なお、平成 27 年度からは多面的機能発揮促進法が施行され、日本型直接支払制度の 1 つとして実施されている。

2 事業内容

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を実施する。

対象活動（県内で実施のあるもの）		交付単価
有機農業 （化学肥料・化学合成農薬を使用しない）	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000 円/10a
	炭素貯留効果の高い有機農業	2,000 円/10a 加算
	そば等雑穀、飼料作物	3,000 円/10a
5 割低減 （化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減）	カバークロップ	6,000 円/10a
	堆肥の施用	4,400 円/10a
	リビングマルチ	5,400 円/10a
	小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子使用	3,200 円/10a
	秋耕	800 円/10a
取組拡大加算		4,000 円/10a（新規取組面積あたり）

※取組拡大加算とは、有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援するもの。



緑肥(カバークロップ)



有機農業(アイガモ水稲)

3 令和 6 年度事業実績

区分	有機農業	カバークロップ	堆肥の施用	秋耕	リビングマルチ	計
取組面積	144.0ha	176.2ha	90.3ha	18.1ha	—	428.6ha
対前年比	116.1%	125.1%	241.0%	90.1%	—	132.9%
前年度面積	124.0ha	140.8ha	37.5ha	20.1ha	0.1ha	322.5ha
市町村数	13	9	9	4	—	17
交付金総額	17,687 千円	10,569 千円	3,973 千円	145 千円	—	32,374 千円 (うち県費 8,093 千円)

※負担区分 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(備考) 日本型直接支払制度

多面的機能発揮促進法（施行：H27.4.1～）に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、国・県・市町村・農業者団体は、各々指針・方針・計画を策定し、それらに即し事業を実施する。

多面的機能支払

中山間地域等直接支払

環境保全型農業直接支払

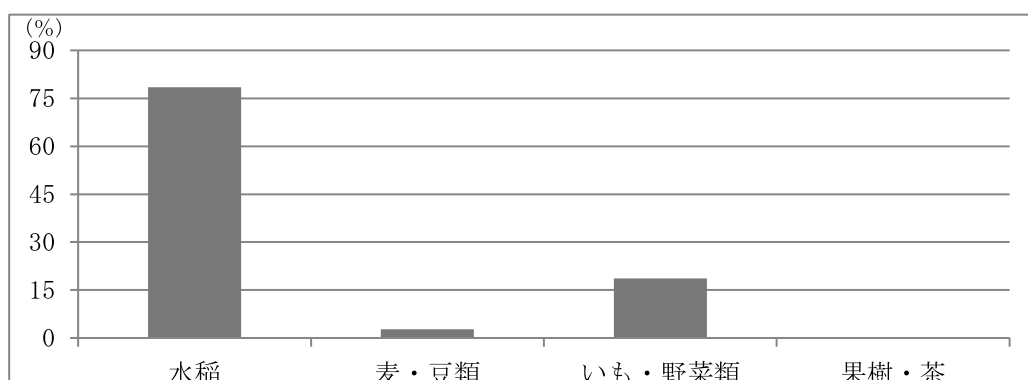
令和6年度環境保全型農業直接支払交付金取組内容（岡山県）

1 取組状況

- 取組市町村数 17市町村
- 交付件数 67件
- 取組面積 428.6ha
- 交付金額 32,374千円
- 取組主体 有機農産物の生産集団、集落営農組織、地域の稲作研究会等

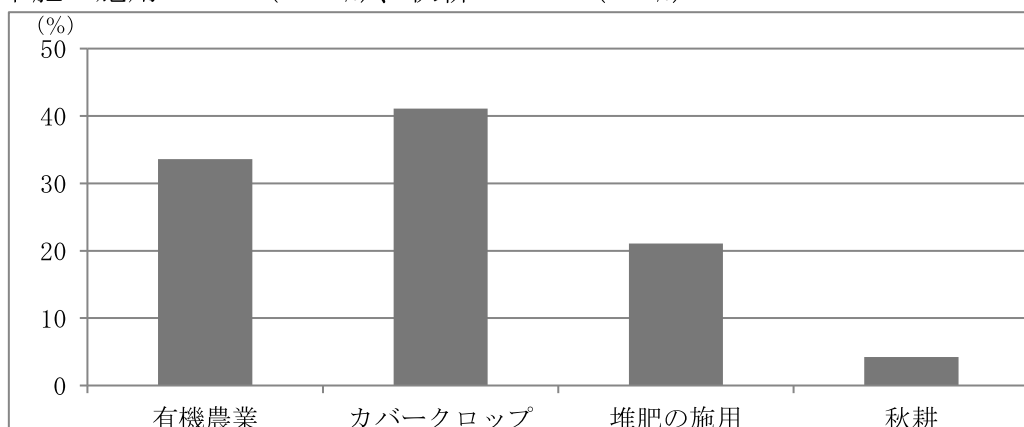
2 取組作物

取組面積：水稲 336.4ha(78.5%)、麦・豆類 11.5ha(2.7%)、いも・野菜類 79.8ha(18.6%)、果樹・茶 0.9ha(0.2%)、花き・その他 0.0ha(0.0%)



3 対象活動の状況

有機農業 144.0ha(33.6%)、カバークロープ^o 176.2ha(41.1%)、堆肥の施用 90.3ha(21.1%)、秋耕 18.1ha(4.2%)



4 取組状況の変遷

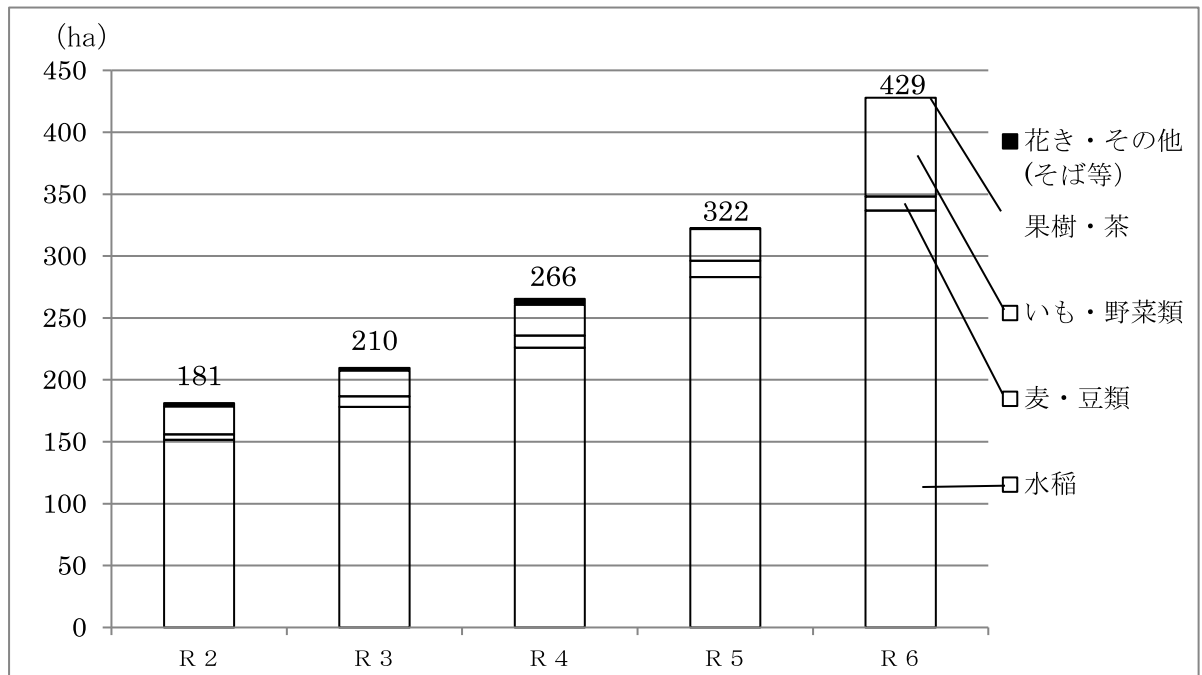
項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
交付件数(件)	41	46	52	59	67
取組面積(ha)	181	210	266	322	429
交付金額(千円)	16,346	18,464	22,506	25,680	32,374

※取組面積は小数点以下四捨五入

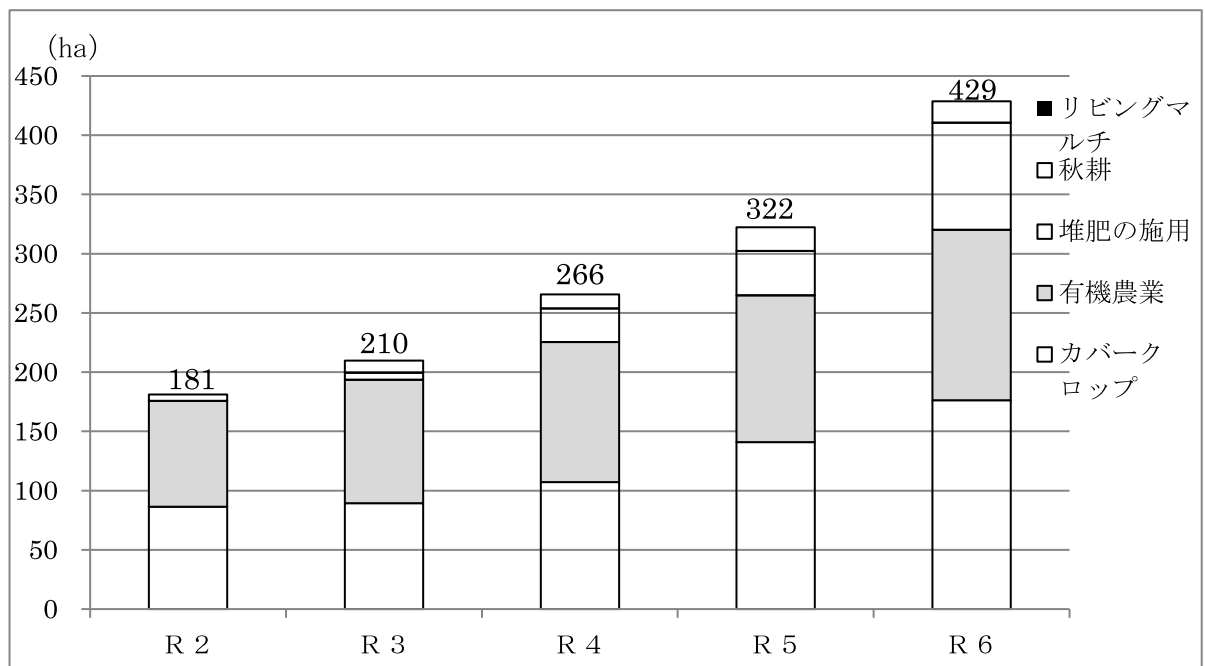
※交付金額は千円未満四捨五入

取組面積の推移

1 取組作物別



2 対象活動の状況別



過去5年間の環境保全型農業直接支払交付金 県民局別の対象活動取組面積

県民局	対象活動取組面積(a)							
	有機農業	カバー クロープ	堆肥の 施用	秋耕	リビングマ ルチ	取組拡大 加算	合計	
備前県民局	R6	6,057	6,483	89	1,692	0	0	14,321
	R5	5,412	5,418	61	2,010	0	0	12,901
	R4	4,848	2,280	76	1,183	0	0	8,387
	R3	4,061	1,374	51	1,007	0	-	6,493
	R2	3,639	1,320	0	0	0	-	4,959
備中県民局	R6	5,836	2,761	5,819	0	0	0	14,416
	R5	4,477	2,840	878	0	6	14	8,215
	R4	4,147	2,881	0	0	0	0	7,028
	R3	3,850	2,917	0	0	0	-	6,767
	R2	3,408	3,264	0	0	0	-	6,672
美作県民局	R6	2,509	8,371	3,122	120	0	0	14,122
	R5	2,514	5,823	2,808	0	0	0	11,145
	R4	2,821	5,561	2,758	0	0	0	11,140
	R3	2,486	4,657	561	0	0	-	7,704
	R2	1,898	4,044	550	0	0	-	6,492
県計	R6	14,402	17,615	9,030	1,812	0	0	42,859
	R5	12,403	14,081	3,747	2,010	6	14	32,247
	R4	11,816	10,722	2,834	1,183	0	0	26,555
	R3	10,397	8,948	612	1,007	0	-	20,964
	R2	8,945	8,628	550	0	0	-	18,123

※秋耕、リビングマルチはR2年度から交付金の対象に追加。

※取組拡大加算はR4年度から交付金の対象に追加。

令和6年度環境保全型農業直接支払交付金 市町村別取組一覧

県民局名	市町村名	合計	対象活動の取組面積(a)				対象作物の取組面積(a)					交付金額 (円)
			有機農業	カバーク ロップ	堆肥の施用	秋耕	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	
備前	岡山市	9,766	3,746	4,621	61	1,338	8,827	32	871	36	0	7,449,280
	備前市	338	63			275	275	63	0	0	0	97,600
	瀬戸内市	3,487	2,020	1,373	15	79	2,502	130	840	15	0	3,266,720
	和気町	636	147	489			612	0	24	0	0	494,400
	吉備中央町	94	81		13		94	0	0	0	0	102,920
	県民局計	14,321	6,057	6,483	89	1,692	12,310	225	1,735	51	0	11,410,920
備中	倉敷市	7,984	4,516	2,549	919		7,740	84	160	0	0	7,538,160
	笠岡市	4,868			4,868		0	0	4,868	0	0	2,141,920
	井原市	268	236		32		64	48	130	26	0	306,880
	総社市	1,081	869	212			600	25	456	0	0	1,170,000
	高梁市	215	215		0		113	0	102	0	0	258,000
	県民局計	14,416	5,836	2,761	5,819	0	8,517	157	5,716	26	0	11,414,960
美作	津山市	7,944	1,269	4,170	2,385	120	7,233	643	54	14	0	5,083,800
	真庭市	201	201				201	0	0	0	0	241,200
	美作市	657	657				62	124	471	0	0	919,800
	鏡野町	965		965			965	0	0	0	0	579,000
	新庄村	1,604	382	1,085	137		1,604	0	0	0	0	1,169,680
	奈義町	2,151		2,151			2,151	0	0	0	0	1,290,600
	勝央町	600			600		600	0	0	0	0	264,000
	県民局計	14,122	2,509	8,371	3,122	120	12,816	767	525	14	0	9,548,080
合計		42,859	14,402	17,615	9,030	1,812	33,643	1,149	7,976	91	0	32,373,960

※飼料用稲は水稻ではなく、花き・その他に計上

中国四国地域における取組状況の推移（令和2年度～令和6年度）

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (見込み)
鳥取県	取組件数（件）	40	41	41	45	49
	実施面積（h a）	556	527	451	498	551
	交付額（千円）	32,050	28,721	28,134	29,167	31,300
島根県	取組件数（件）	78	80	83	82	84
	実施面積（h a）	1,401	1,459	1,480	1,503	1,695
	交付額（千円）	87,361	90,423	93,245	93,748	103,384
岡山県	取組件数（件）	41	46	52	59	67
	実施面積（h a）	181	210	266	322	429
	交付額（千円）	16,346	18,464	22,506	25,680	32,374
広島県	取組件数（件）	57	57	64	66	66
	実施面積（h a）	561	585	692	711	737
	交付額（千円）	30,667	33,647	38,328	40,431	41,999
山口県	取組件数（件）	41	39	36	37	38
	実施面積（h a）	448	444	423	468	489
	交付額（千円）	29,291	28,867	27,849	31,982	31,853
徳島県	取組件数（件）	41	40	42	44	45
	実施面積（h a）	146	151	181	196	206
	交付額（千円）	16,066	16,678	19,628	19,809	20,734
香川県	取組件数（件）	17	18	18	21	22
	実施面積（h a）	103	109	110	126	139
	交付額（千円）	7,591	7,827	8,262	9,548	9,837
愛媛県	取組件数（件）	22	23	22	24	25
	実施面積（h a）	202	191	176	185	187
	交付額（千円）	21,547	20,421	19,863	19,841	20,329
高知県	取組件数（件）	29	30	31	35	35
	実施面積（h a）	186	210	195	237	244
	交付額（千円）	16,705	18,409	17,118	19,983	19,849
中四国 合計	取組件数（件）	366	374	389	413	431
	実施面積（h a）	3,784	3,886	3,974	4,246	4,677
	交付額（千円）	257,623	263,457	274,933	290,189	311,659

環境保全型農業の推進状況



瀬戸内市 自然農法秀治ファーム（4戸、103a）

- ・平成15年から有機の取組を開始し、水稻（朝日、にこまる）を栽培。
- ・育苗培土は化成肥料不使用のものを使用、隣地が慣行田の場合は、2m幅の緩衝地を作り、取水口に10㎡の浄化水田を作り、木炭で浄化する。肥料はカバークロップ（ヘアリーベッチ）、菜種粕を使用。
- ・農協を通してMOA商事に販売。インターネット販売・知人へも販売している。



笠岡市 笠岡湾干拓環境保全ネットワーク（4戸、4,868a）

- ・干拓内で生産される堆肥を使い、循環型農業を実践している。
- ・食の多様化・世帯構成の変化により生鮮野菜より業務用野菜の需要が伸びていることから、笠岡湾干拓地というまとまったほ場を活かして業務用野菜を栽培。
- ・契約栽培を行っている。



津山市 8組ファーマーズ（164a）

- ・令和3年からカバークロップ（レンゲ）のすき込みを行い、水稻、小豆、大豆、かぼちゃ、こまつな等を栽培。
- ・農協や県内飲食店へ販売。

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度がスタートしています！

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

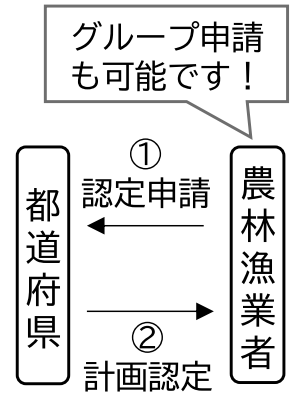
今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、
令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、
先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

(令和7年4月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。



✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

< 税制特例の対象機械 >



税制対象一覧
はこちら



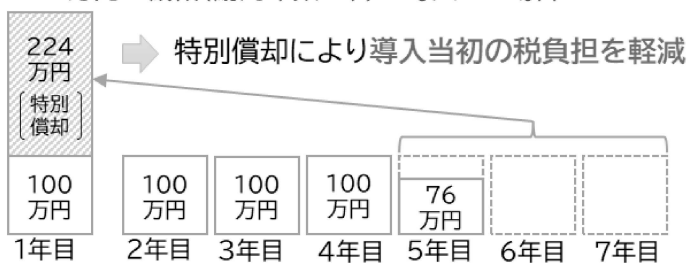
水田用除草機



堆肥散布機

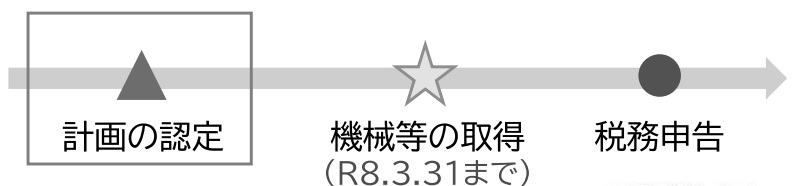
特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

申請については、下記お問い合わせ先に御相談ください！

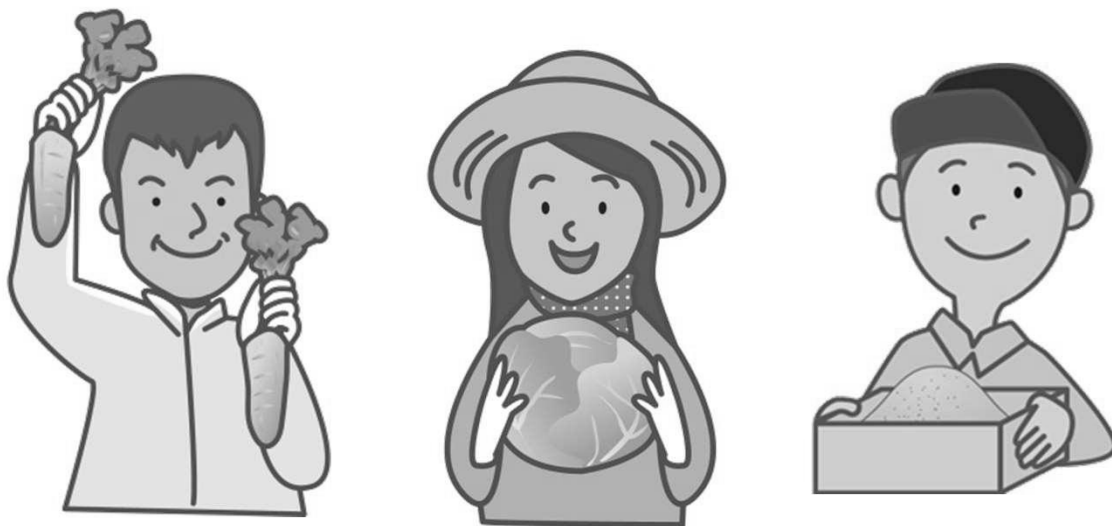
お問合せ先	岡山県農林水産部農産課	TEL:086-226-7422
	備前県民局農畜産物生産課	TEL:086-233-9827
	備中県民局農畜産物生産課	TEL:086-434-7032
	美作県民局農畜産物生産課	TEL:0868-23-1305

地域で環境にやさしい農業に 取り組むみなさまへ

令和
6年度

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

みんなで環境にやさしい農業をやってみよう！



営農活動を通じて、地域内の生物を守ろう！

2 飢餓を
ゼロに



4 質の高い教育を
みんなに



6 安全な水とトイレ
を世界中に



8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



環境保全型農業直接支払交付金について

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。

※ 本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあるため、農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

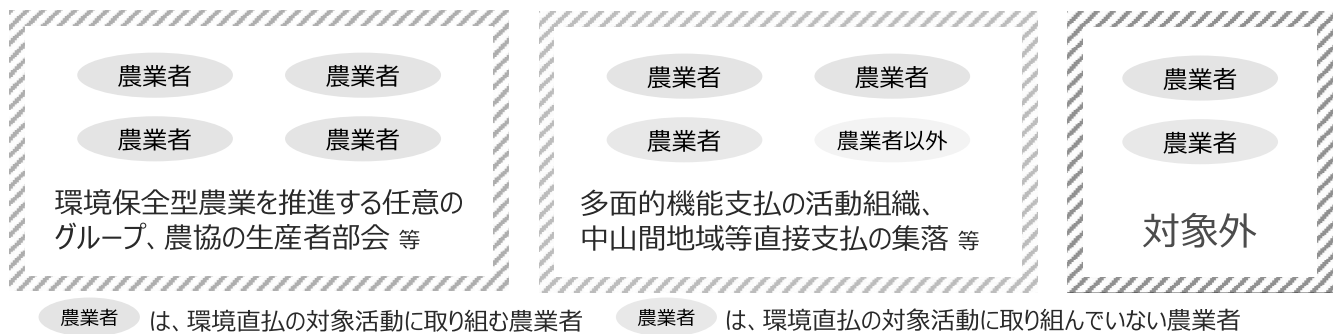
対象者（申請主体）

① 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

<農業者団体の例>

同一団体内に、環境保全型農業直接支払交付金（以下、環境直払）の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



② 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町村が特に認める場合に対象になります。

- ▶ 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ▶ 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 環境負荷低減のチェックシートの各取組について、チェックしていること
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

電子申請



現在、電子申請を利用可能な市町村は限られています。事前に市町村へeMAFFの利用可否をご確認ください。

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による本交付金の電子申請が行えます。電子申請には、デジタル庁が提供するgBizID（ジーブズアイディ）の取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。



gBizIDの詳細はこちら

支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
 申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※2		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種※3	〔前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組〕	3,000円/10a
長期中干し※4	〔14日以上の中干しを実施する取組〕	800円/10a
秋耕※4	〔主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組〕	800円/10a

- ※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。
- ※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。
- ※3 対象作物は、麦(小麦、二条麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆です。
- ※4 対象作物は、水稻です。

地域特認取組※5	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※5 対象取組や交付単価は、都道府県により異なります。詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a

取組の環境保全効果の例

【地球温暖化防止】

農地に還元された堆肥やカバークロップの一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。

【生物多様性保全】

化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業や、農薬の削減と組み合わせて水管理などを行うことによって、様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献します。



農業者団体等が行う申請手続の流れ

5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定 [令和6年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動※1の面積や推進活動の計画を記載し、市町村から事業計画の認定を受けてください。

初回の計画認定が令和元年度の場合、令和6年度に改めて計画の認定を受けてください。

令和2年度から令和5年度の間計画の認定を受けている場合、認定された計画の内容に変更があれば、市町村に計画変更の申請又は届出※2を行ってください。

※1 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて「対象活動」といいます。

※2 変更する内容により手続きが異なります。

交付申請書の提出【毎年度】 [市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

<対象活動、推進活動の実施>

カバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業の取組等の対象活動及び推進活動を実施してください。

実施状況報告書等の提出 [令和7年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載して、環境負荷低減のチェックシートや生産記録等の必要書類をまとめて提出してください。

※ 令和7年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

実績報告書の提出 [市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

営農活動実績報告書の提出 [令和7年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

お問い合わせ先

地域	お問い合わせ先	電話番号	地域	お問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0167	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省 農産局 農業環境対策課	03-6744-0499

環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳しいパンフレットなどはホームページ（https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyou_chokubarai/mainp.html）に掲載しています。また、取組を行う上での詳細な要件などは、取組を行う農地が所在する市町村にご確認ください。



環境保全型農業に取り組むみなさまへ

環境保全型農業直接支払交付金では「環境負荷低減のチェックシート」の取組を交付要件としています。

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、国も消費者の理解醸成に取り組むとともに、環境負荷低減のクロスコンプライアンスを導入しました。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

要件化に伴い、本交付金では、これまで「みどりのチェックシート」としていた事業要件から、「環境負荷低減のチェックシート」に改正しました。

取り組んでいただく内容

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に 総合的に配慮するための基本的な取組

✔ 適正な施肥

✔ 適正な防除

✔ エネルギーの節減

✔ 悪臭・害虫の発生防止

✔ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分

✔ 生物多様性への悪影響の防止

✔ 環境関係法令の遵守

環境保全型農業直接支払交付金においては、以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、環境負荷低減のチェックシートの項目について

●実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。

●翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

※民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略することができます。

（注1）農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✔を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

（注2）翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✔を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

お問い合わせ先

取組を行う農地の所在する市町村、都道府県

または農林水産省農産局農業環境対策課

☎ 03-6744-0499

環境負荷低減のチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書を読んだうえで、チェックを入れてください。

実施状況	翌年度取組計画
1 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

実施状況	翌年度取組計画
12 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

実施状況	翌年度取組計画
13 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

実施状況	翌年度取組計画
14 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

実施状況	翌年度取組計画
5 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

実施状況	翌年度取組計画
16 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

実施状況	翌年度取組計画
10 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

実施状況	翌年度取組計画
16 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

翌年度、当該事業を取り組まない

※翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に／（斜線）を記入し、「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。